

第10回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年3月16日（月）13:00～15:30

2. 場所：合同庁舎4号館4階第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）小林喜光（議長）、高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、岩下直行、大槻奈那、佐久間総一郎、夏野剛、竹内純子、谷口綾子

（専門委員）石岡克俊、鶴瀬恵子、落合孝文、増島雅和、村上文洋、井上岳一

（政府）北村大臣

（事務局）井上規制改革推進室室長、林規制改革推進室次長、彦谷規制改革推進室次長、小見山参事官、小室参事官

（ヒアリング）

<放送を巡る規制改革（フォローアップ）>

慶應義塾大学大学院 教授 中村 伊知哉

慶應義塾大学大学院 特任教授 菊池 尚人

東日本電信電話株式会社 ビジネス開発本部 第一部門長 一ノ瀬 勝美

東日本電信電話株式会社 経営企画部 営業企画部門長 徳山 隆太郎

スカパーJSAT株式会社 執行役員常務 メディア事業部門 FTTH事業本部長 古屋 金哉

スカパーJSAT株式会社 メディア事業部門 FTTH事業本部 事業企画部長 中川 大介

株式会社 NTTぷらら 技術本部 サービス開発部 部長 木谷 靖

株式会社 NTTドコモ 取締役常務執行役員 スマートライフビジネス本部長 森 健一

株式会社 NTTドコモ スマートライフビジネス本部 コンシューマビジネス推進部長
大島 直樹

Netflix株式会社 ディレクター・公共政策担当 杉原 佳堯

<多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて>

千葉県 総合政策局 総合政策部 国家戦略特区推進課 課長 濤岡 徳康

Wind Mobility Japan 株式会社 代表取締役 及川 克己

Wind Mobility Japan 株式会社 シニアオペレーションマネージャー 上原 健

4. 議題：

（開会）

（1）放送を巡る規制改革（フォローアップ）

（2）多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 時間に既になっておりますので、「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は小林議長及び本ワーキング・グループの構成員に加えて、谷口委員にも御参加いただいているところであります。

岩下委員と大槻委員におかれては、遅れて参加、竹内委員はスカイプでの参加ということになります。

また、本日は北村大臣にも御出席いただいております。北村大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○北村大臣 皆様、こんにちは。御紹介いただいた北村でございます。一言御挨拶申し上げます。

先生方には、大変お忙しいところを御出席賜り、本当に感謝申し上げます。

本ワーキング・グループでは、世間で特に大きな注目を集めております放送分野の規制改革の御議論をいただいているものと承知いたしております。テレビ放送とインターネットを介したデジタル通信との区別が次第になくなりつつある今、本当に必要な規制は何なのか、また、国際社会の動向を踏まえ、我が国にとって守るべき規制あるいは改めるべき規制が何なのかということ、専門的な知見を交えて検討を進めていただき、一定の結論を出していくことが求められていると私も考えておるところでございます。

この分野では、スピード感が大事だと存じます。その意味で、本ワーキング・グループが既に10回もの会合を数え、他のワーキング・グループよりも高い頻度で開催されておりますことにつき、大変心強く存じておる次第でございます。委員の皆様方のこれまでの熱心な御検討に心から感謝申し上げます。どうぞ本日の御審議もよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。失礼します。

○小見山参事官 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方、御退室をお願いします。

(報道関係者 退室)

○小見山参事官 ここからの進行は、高橋座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋座長 皆様、よろしくお願い致します。

本日の議題は、議題1が「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」、議題2が「多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティ」です。

では、議題1「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」について議論を行います。

最初に、通信放送融合時代における放送事業者によるネット配信事業の課題について、英国の放送事業者によるネット配信事業等も踏まえて、慶應義塾大学大学院中村教授、菊

池特任教授より御説明をいただきたいと思います。

それでは、中村教授、菊池特任教授、よろしく願いいたします。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） 中村伊知哉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料1-1で御説明いたします。

私は、2年前にこの場に呼ばれまして、通信・放送の融合についてお話したのですが、その後に放送法が改正されてNHKの同時配信がスタートいたしました。これは、大きな成果であり、大きな進展だと思います。その際も申し上げたのですが、通信・放送融合という言葉が生まれて、今年で28年になります。NHKの同時配信は、BBCから12年遅れています。

左下にありますように、通信・放送は2011年に法体系が抜本改正されまして、法制度の対応はほぼ終わっていると考えております。残る宿題がNHKの同時配信でありました。

法体系が改正されて10年、マルチスクリーンのスマート化が進みましたが、放送の分野は地デジ以外の大きな変化というのはありません。一方で、通信は大きく成長して、NTT1社の営業利益でキー局が丸ごと買えるぐらいの格差が開いています。

右下ですが、Netflixを始めとして、アメリカの巨人も上陸していて、恐らくもうすぐ中国資本も攻めてくると思います。同時に、デジタルの20年からスマートの10年がありまして、今、AI、IoTあるいはビッグデータの超スマート時代に差し掛かる。その中で放送というものをどう考えるのかというのが、今のミッションではないかと考えます。

次のページを御覧いただきまして、上段ですが、1年前に放送法の改正に当たって国会に呼ばれまして、そのとき申し上げましたのはイギリスの事例です。BBCと民放が一丸となって、NetflixやAmazonに立ち向かうという姿勢が鮮明でございまして、3つの施策を打っています。配信プラットフォーム、BBCと民放が連携して作っています。

2点目がIPクラウド。イギリスは、ハード・ソフト分離でして、ハード、つまり伝送路、つまり送信のところはアウトソースしています。しかも、コンテンツをインターネットプロトコル、IPベースでクラウドに集中しまして、それをソフトウェアで管理して、通信や放送、あるいは有線・無線、全てのネットワークに全てのデバイスに配信するという仕組みを実装しています。これが通信・放送融合の進化系で、BBCはいずれ地上波を返上するというとも言われています。

3つ目、データの利用です。通信・放送の融合で集めた視聴データを放送局が使うという仕組みを整えています。Netflixは、もう全てデータに基づく事業展開を進めていて、また、ネットの世界では、オンライン広告の8割がターゲティング広告になっているというのに対して、日本の放送局はまだデータを使えていません。

左下ですが、今回、放送法は、NHKと民放の協力義務規定を置きました。これに注目します。共同のプラットフォーム、IPクラウド、データ利用といった3点セットをNHKと民放の連携で作れるかどうか。受信料の2.5%、200億円弱という小さい話ではなくて、数千億円

規模でこうしたインフラが作れないかというのが1つのポイントかと思います。

右側ですけれども、放送は4兆円。この市場は、このところ横ばいです。配信やゲームなどの他の映像分野は2兆円ぐらい、ここが伸びています。そして、通信は15兆円あります。通信・放送融合と言いますと、その交わりのところ、公約数のところを見がちですけれども、トータルな公倍数をどうやって伸ばすのか。トータルな市場を見据えての成長戦略というのを描く必要があるのではないかと思うのですが、放送業界がNetflixやAmazon、あるいは中国メディアという外資とどう向き合えるのかとか、外資規制を考え直す必要があるのかどうか。国内で言いますと、マスメディア集中排除、あるいはNTTのメディア出資規制といった規制はなお必要なのかどうかというのが、新しい論点ではないかと思います。

そして、次に残るのが著作権で、通信・放送制度の融合が進む中で、著作権法上の通信・放送の区分がネックになっている面があります。これは、20年ほど問題提起しているのですけれども、日本の制度がガラパゴスになっていまして、ネットの流通を阻害している面がございます。これについては、菊池さんに話していただきます。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 慶應大学の菊池でございます。私も2年ぶりにこちらにお邪魔します。

アメリカでラジオの商業放送が始まってから、今年でちょうど100年が経過いたします。この100年のうち75年くらいは、放送の技術が進み、放送の制度が変わり、そして著作権制度が変わるといったことがずっと行われてまいりました。それが日本で崩れてきたのは90年代後半であります。インターネット対応におきまして、お手元でございますように、97年の著作権法改正、自動公衆送信、オンデマンドの送信というものを定義したわけですが、ここで日本のみ、ユーザーまでデータ、パケット、信号が届いているかどうかを基準にしました。他国は、同時提供か個別提供かといったことが基準となっております。

また、著作隣接権におきましては、送信可能化権というものを日本は作ったのですが、これは多くの研究者が、特異であり、合理性が見出せないと言っているものでございます。

その結果、資料右上にございますように、日本は制度・権利が複雑になっておりまして、例えば同時再送信においては、有線放送とIPマルチキャストとサイマルキャスト、それぞれで働く権利が異なる。他方、国際条約上は同一の権利であるといったことがございます。このような中、音の実演のみに限っても、推計しますと日本国内で50億円程度の権利収入が発生しておらず、その結果、推計すると1000億円程度の市場が創出されていない、消失されているということがございます。

1枚開いていただきまして、次のページでございますが、10年前の昨日、現在のradikoのサービスが始まりました。その2年前に、中村さんと私が所属しました慶應義塾大学の機関と関西電通さんと大阪のAM・FM6局で、RADIKOというサービスを有線ラジオ放送、IP v6マルチキャストで始めました。これは、関係者の合意を形成して、簡易な著作権処理をするためのステップでございました。

しかしながら、2006年に地デジの再送信がIPマルチキャストで行われるときは、法改正

が行われたわけでございますけれども、このときも信号、パケット、シグナルがユーザーの受信機まで届いているかどうかという基準で制度改正されました。

日本政府の公の立場としては、2004年に小泉総理が河野洋平衆議院議長に出しましたように、放送法制上の放送であるか否かに関わらず、インターネット配信されたものは放送に当たらないといったものでございます。

では、どのような方向に改正すべきかという試案でございますが、まず、国際的な調和を、国際条約に則った、WCT、WPPT、北京条約といったものを基本とし、著作権と著作権隣接権を分け、映像と実演を分け、その上で、リニアとノンリニアに着目して法改正すべきです。

また、短期、今年中に行うものと、来年以降に行うものと、2つに分ける必要があろうと思っております。手法としましては、放送定義変更、報酬請求権、強制許諾、拡大集中許諾とありますが、できるものからすぐ手をつけて、その先に技術からの中立、利用態様による整理、支分権の大別化といったものを目指すべきだろうと思っております。改正に当たっては、放送関連法制も変える、著作権関連法制も変える、併せて変えるといったことが必要であると思っております。

最後になりますが、CMの差し替えとかエリア制限といったことについては、規制は設けるべきではないと思っております。インターネットは、そもそも自由なものですので、放送と類似の制度にするとしても、極力、必要な規制を最小限効果的に設けるとするのが肝要だろうと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思っております。質問のある方はネームプレートを立てていただけるようお願いいたします。

では、夏野委員、お願いします。

○夏野委員 中村先生に、2ページ目ですか、イギリスの3施策という点で、配信プラットフォームだけではなくて、IPクラウドとデータ利用。配信プラットフォームとかデータ利用というのは、いわば放送業界の中だけで相談すれば、こういうものはできると思うのですが、2番目のIPクラウドというのが、イギリスの政府として、それを推しているのか、それともBBCが積極的に海外へ出ていくために、自分の個々の判断で行っているのか。2番目のIPクラウドというところが、どういう文脈でイギリスの3施策の一つになったのかをちょっと教えていただければと思いました。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） 私の認識では、ハード、ソフト分離というのが制度としてあって、そこから先は民間の判断、戦略に基づいてだと思っております。ここで私たちが注目したのは、コンテンツをクラウドに持っていく受け皿のほう、Red Beeという会社ですが、それはエリクソンです。ですから、イギリスから見ても外資でありまして、そういったところのテクノロジーとコスト削減効果を計算して、それを事業者が使っている

という構造になっていると思います。

菊池さん、そんな感じですかね。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） まさにそのとおりです。

○夏野委員 IPクラウドができたのは10年ぐらい前ですね。今だと、動画配信のプラットフォームは大体見えてきて、1番の自分でプラットフォームを作るというのも、それから、クラウドを新たに作って、そこに放送局がコンテンツを預けるというのも、もう現実的じゃなくて、現在、もしやるとすれば、例えばYouTubeに乗せるかどうか。あとは、YouTubeとどういうディールを結ぶかみたいな話になるのかなと思うのですけれどもね。

ユーザーから見れば、どのプラットフォームを通して、番組が見られることが重要で、あとはビジネスモデルで折り合えれば、例えば日本で言うと、TVerみたいなところにNHKが乗るとか乗らないとかを議論するよりも、とにかくいろいろなところで民放の番組とかNHKの番組が見られるほうが利便性は高いのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） ヨーロッパでは、もともと国境なきテレビ指令というのがありまして、今ではオーディオビジュアルメディアサービス指令というものですけれども、これがEU域内においては、例えばスコットランドのテレビは、スコットランドの人がフランスにいようが、どこにいようが、なるべく見られるようにするとなっております。夏野さんがおっしゃるとおりに、プラットフォームを選ばずに、自らやるのもあるし、ほかのプラットフォームもあるし、オンデマンドメディアを使うときもあるというのがヨーロッパでございます。

ただ、そのとき、オンデマンドにおいても、例えばテロリズムとかセクシャリティ、青少年保護といった規制を、新たにYouTubeのようなものにまでかけようというのがヨーロッパの今の姿勢でして、放送の概念の拡大というのが行われているのが、この10年じゃないかなと思います。プラットフォーム自体は、どこに置くかは、夏野さんがおっしゃるとおりに、それぞれの、例えばスコットランドのテレビ局は、自分のところで出すものもあるし、自分のアプリもあるし、ほかにも使うし、ほかから受けてやるものもあるという問題になっております。

○夏野委員 そうすると、政府側が対応するのは、エリア規制の解除だけ。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） そもそもエリア規制、イギリスではありませんので。

○夏野委員 つまり、ネットにおけるエリア規制がないということですね。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 放送も、ITV系以外は全部。

○夏野委員 電波に対するエリア規制以外はないということですね。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） はい。

○夏野委員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長 落合委員、どうぞ。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。

2点ほど伺いできればと思います。

中村先生のほうに英国の戦略を御説明いただいたのですけれども、逆にNetflixは米国の方でより強い立場になっているのではないかとも思っております。そういう側面で言いますと、米国の場合は、放送関連の事業者が皆さんで乗っているような枠組みでの戦略というのではないのかもしれないのですけれども、米国では、放送事業者側でどういうふうにNetflixとかYou Tubeとの関係で対抗しようとしているのかというのを教えていただければというのが1つです。

菊池先生のほうにもう一点、著作権の法整備についてでございます。幾つか著作権法の現代化をすべきではないかということでお話をいただいたと思っておりますし、規制改革会議のワーキングの中でも、拡大集中許諾とか、そのほかの報酬請求権の話も議論しておりますし、また裁定制度の利便性向上であったり、もしくは権利者との関係での標準約款というのをどう考えるのかといった論点もあると思っております、議論をしております。

将来的に、長期間をかけてりしっかり整備しなければいけないという視点もあると思うのですけれども、比較的短期間で見たときに、特にこの点はこういう視点で変えるべきではないかと先生がお考えになる部分について、お教えいただけないでしょうかというものになります。

以上です。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） ありがとうございます。

アメリカの放送局、例えば3大ネットワークというのは、いずれもケーブルテレビが主体でして、その一部門、1チャンネルがコンテンツ業としてのテレビ局と捉えるのが妥当なのではないかと思えます。ABCはディズニーの傘下にあります、ディズニーはケーブルテレビもネット配信もやってNetflixに対抗していて、その下には映画、FOXもある。NBCは、ケーブルのコムキャストの傘下で、ユニバーサル映画も持っている。CBSはバイアコム、これもケーブルの傘下にあって、パラマウント映画を持っている。つまり、多チャンネルのケーブル局と、そこに放送局も入っていて、Netflix、Amazonなどと激しく対抗しているというのが現状だと思います。

翻って、日本のことを考えると、日本は、テレビ、ケーブル、映画、ネット配信、みんなばらばらでして、その対抗軸となるようなスケール感が見られないということかと思えます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 私は、厳密に定義すると難しいですけれども、放送みなしの部分というのは速やかに行うべきと思っておりますし、裁定制度は、私の用語で言いますと強制許諾がこれに当たるのですけれども、これも速やかに簡便にできるようにすべきだと思っております。ただ、映像の実演以外というのは、報酬請求権にすると、先例がありますので、日本では改正が早いかなと思っております。映像の実演に関しては、

来月発効する北京条約に鑑みましても、そこはもともとの放送か否かというところは分けるべきだろうと思っております。

拡大集中許諾につきましては、様々な議論がありますけれども、日本の国内法制では法的には多少難しいところもあろうかと思えます。ただ、もしそれで権利者、関係されるステークホルダーの皆さんが速やかに合意できるのであれば、それも1つの選択肢であろうと思ひまして、そもそもこのあたり、本気でどう変えていくかというのは、規制改革会議の今年の議論で始まったところといいますか、これまで机上の話ばかりされていたのですが、今すぐ、何が、どうやってやると、それこそ法制局を通るかどうかみたいなことも、このIPマルチキャスト、2006年のときの法改正ではございましたので、なるべく現実的なことをどうするのか。関係者が集まって、ぱっと協議を進めるというのはこれからだと思いますし、数か月、夏ぐらいまでに行われることを期待いたします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

1点だけ補足をお願いできればと思います。北京条約のほうは、実際に2020年4月というのを資料でも記述して頂いておりますけれども、どのぐらいの国、どういった地域が参加されそうでしょうかということについては、いかがでしょうか。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 2012年にできまして、1月28日に30か国が批准しましたので、発効するという形で、徐々にこれで数年かかっても、まずEU、それからほかの国と、批准する国が増えていくだろうと思っております。というのは、WCT、WPPTと同じWIPOの条約ですので、自然とそっちに行くのではないかと楽観しております。

○落合専門委員 そうすると、世界的にその流れが標準的になっていくだろうという見通しということですね。

ありがとうございます。

○高橋座長 石岡委員、どうぞ。

○石岡専門委員 ありがとうございます。

市場の構造について、ちょっとお聞きしたいのですけれども、アメリカの場合、先ほど中村先生のほうから、ケーブルと一緒にいるということで、こういう競争を考えたときには、コンテンツの配信という部分は幾つか共同化が進んでいるという話と、コンテンツの調達という部分については、どういうふうな構造になっているのか。アメリカのお話をちょっと伺うと、コンテンツが系列化されているみたいな状況にあるのかというところを、アメリカ、英国の状況、川上のマーケットの状況をお聞かせいただければと思います。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） 今、おっしゃっているのは、放送局が調達する話ですか、プラットフォームの話ですか。

○石岡専門委員 放送局を念頭に置いていたのですけれどもね。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） 放送局がコンテンツを調達する。

○石岡専門委員 メディアコングロマリットみたいな形ができ上がっているのです、それが

ある意味系列的な取引みたいな形で川上市場ができ上がっているという理解を一瞬したのですけれども、それはちょっと違う。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） アメリカの場合は、基本、放送局と言ってもハリウッドですので、ハリウッドのグループがあって、その中で調達するというのは当然あります。一方で、アメリカは以前、フィンシンルールというのがありまして、放送局自体がコンテンツを作って持つことを規制していたという面もありますので、放送局はどちらかというと電波を発信する電波屋さんに近い性格のものから入ってきたので、それは逆に言うと、ハリウッドの力を強める、温存するための政策措置だった。今は、それはもう撤廃されていますけれども、その名残はあろうかと思えます。

イギリスの場合も、放送局が外部から25%でしたか、調達するというルールがありまして、外から調達。つまり、全部自社制作ではいけません。自分がライトを持ってはいけませんという、擬似的なハード・ソフト分離と言ってもいいかもしれませんが、そういったことを敷いてきたという面があります。

日本では、そのようなことはありません。

○石岡専門委員 すみません、放送の仕組みをちょっと確認して、市場構造がどういう形になっているかというのを確認したかっただけです。

ありがとうございました。

○夏野委員 今の石岡さんの質問の補助をぜひ説明いただければと思うのですが、ディズニーみたいに、ディズニーのコンテンツをディズニープラスで出すというところすら、ディズニーのコンテンツはほかのプラットフォームにも出ている話。HBOとかフォックスが、自分のグループの中だけに出しているわけじゃないという、その辺の話じゃないかと思えます。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） ハード・ソフトが分離されていたりしますので、絶えずハードと資本はコンテンツを囲おうとして、コンテンツ側はそこから逃げて最大化しようとするというのが、この数十年変わらないマーケット構造でして、その中でどう権利設定されて、どうマネタイズを最大化するかということをしているのだと思えます。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） それは、世界的に構造が今、変わってきていて、例えば日本でもアニメの会社などは、これまでですとテレビでオンエアして、その後の権利ビジネスでその10倍ぐらい稼ぐというビジネスだったのですが、最近は、1つのテレビ局におさまらず、数十局の全国のテレビ局に出しながら、NetflixやAmazonでも展開したり、同時にAbemaTVとかニコニコ動画などでも展開するという、非常にマルチにネットワークを使うというのがコンテンツ側から出てきている戦略で、逆に言うと、多メディア、多チャンネルでマルチステークホルダーのそのようなまい戦略を、放送局側が余りうまく描けていないということじゃないでしょうか。

○石岡専門委員 ありがとうございました。

○高橋座長 増島委員、お願いします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

日本の放送のところは、いろいろな規制というか、いろいろな業界とか、いろいろなものでこんがらがっちゃって、配列のルートが全然見えないところがあって、先生から今日、こういう御提案ということでいただいているのですけれどもね。

政策としてアジェンダを訴えたときに、みんな権利を持っているので動かないという話なので、それを上回るような何か大きなアジェンダを立てなければいけないといったときに、欧米並みに制度を合わせましょうと言っても、何ですかと言われれば、なかなか立ってられないみたいなどころがあり、それぞれ業界構造が違うじゃないですかみたいな話になってきますし、制度の経路依存性というのもあると思っていますので、その中で、政策をばんと立てるときには、それは国益という観点から見たときに、何を一番押し出すべきなのでしょう。

と申し上げているのは、例えばコンテンツをもし押し出すのであれば、今、コンテンツ屋さんには既存の業者にむしろ抑圧されているところもあるということなので、むしろNetflixが出たほうがいいのではないかという話にもなりましょうし、放送事業者を出していきましょうという話であれば、放送事業者が世の中、世界に出ていけるような施策を考えなければいけないということでありましょうし、一番大きなアジェンダで、これを追求すべきだというのは果たして何なのだろうかという部分について、お考えをいただけませんか。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） 先ほど私、申し上げましたとおり、通信放送法制度で言いますと、余り大きなアジェンダはないのではないかと。つまり、2011年に法体系見直しをしたときにかなりの規制緩和をしました。ケーブルやCS放送は許可制から登録制になりましたし、ハード・ソフト分離もしていいという選択肢が放送局に与えられ、また通信と放送、どちらにも使える電波の制度も作ったのですけれども、10年間使われていないです。それは、制度の問題というよりも、民間の事業者側の意思の問題といえますか、ビジネスの問題だろうと思っています。

そういう意味で言いますと、ビジネスのアジェンダが今、どこにあるのかということだろうと思います。それは、私は最後に申し上げましたように、通信も放送もトータルに含めた大きな市場をこれからの日本で作っていけるのかどうか。それは、アメリカとどう向き合い、中国とどう向き合い、また日本が世界にどう出ていくのかという、ビジネス全体を見たビジョン作りみたいなものが今、求められていて、その大きな方向性が見えなくなっているところじゃないかと感じています。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 私は、制作サイドからしますと、日本らしい、日本ぽいと言いますか、日本型のコンテンツを最大限に制作し、世界に流通するということ。スコットランドのSTV、スコティッシュテレビジョンに行ったとき、同じようなことを言っていたのですけれども、ユーザーから見ますと、そうではなく、世界中のどんなコンテンツでも楽しめるようにすることだと思っています。

この著作権法の議論の中では、合理性があるかどうかみたいなことがよく議論されるのですが、いかに国内法制上、合理性がある制度を作ったところで、ガラパゴスになってしまったのが、この四半世紀でありますし、技術標準と同じように、国際潮流に乗っていない制度というのは市場を締め出しますし、国際展開しようとする意欲も削ぐものですので、私はインターナショナルハーモナイゼーションというのは非常に大きいメルクマールだろうと思っております。

○増島専門委員 ちょっと追加というか、より突っ込んだところですが、日本のコンテンツを世界に広めますというのは、ある意味ソフトパワーを高めるということで、これは国益という観点から非常に大事なトピックだと思うので、突き詰めるというのが1つあるわけですけども、そのときに、海外のプラットフォームに乗ってしまうということの問題点はどこなのか。

それは、単なる小作人化という程度の話なのか。小作人化という話であれば、既にコンテンツ屋さんは日本の放送屋さんに搾取されているじゃないかという話がある中で、コンテンツだけを見るのであれば、もっとほかのことを抜本的に考えるということがあり得るのか。もしくは、それを追求することで、逆にこっちの人たちに危機感を持ってもらって変わってもらうという話があるのかどうかというのが1つと。

もう一つは、ユーザーのほうの目線で、誰でも何でも見られますという、この状態は、業者のほうの物の考え方を変えたり、何かを変えることによって、それが実現するのかどうか、この2点をすみません、追加で教えてください。

○慶應義塾大学大学院(中村教授) コンテンツを海外に持っていきましょうというのは、例えば知財戦略とかクールジャパン戦略の中でも、この10年ほどずっと推進されてきた計画であって、この5年ほどの間で、放送の番組で言うと4.3倍、アニメで言うと3.6倍、日本から見た海外市場に広がっていて、これは1つの政策の効果であったろうと思います。同時に、Netflix、Amazonなどの外資プラットフォームが国内に攻めてくることのおそれもあるれば、彼らのおかげで販路が拡大し、国内のコンテンツ産業のスポンサーともなりということで潤っている面もありますので、一長一短。コンテンツにとっては、どちらかというところメリットのほうを多く見ているという状況ではないかと思います。

これを国の政策として考えたときに、海外の販路で今、強いのはNetflix、Amazonなどのアメリカの企業ですけども、恐らく近いうちに中国の国営メディアがそのようなことを始めるだろうと思っておりまして、そのようなものにも全方位的に乗っていくのか、あるいは国策としての海外向けの販路というのを別途築いていくのかあたりの戦略が今、求められている。日本からのそういった販路はまだ実現していませんけれども、そのような努力をする必要があるのかというのも1つの論点かと思っています。

○慶應義塾大学大学院(菊池特任教授) 放送は、ひっきょう、コンテンツ、ソフトだと思いますので、コンテンツの振興に注力すべきだと思いますし、他方、プラットフォームにおいては、日本は光ファイバの整備などを見ても非常に進んでいますので、その日本の

インフラの活用ということをまず国内。それをインフラのプロトコル等を輸出するみたいなことも1つだと思っておりますし、私は二兎を追えるのではないかと考えております。

○高橋座長 予定の時間になっていますので、谷口委員と井上委員、お二人で手短にお願いします。ごめんなさい、岩下委員、見えませんでした。いいですか。

○井上専門委員 今回の論点にも関わるのですけれども、結局、先ほど中村先生のお話の中で、BBC、英国は、Netflixや何かに対抗して、こういう官民の連携みたいな形でやってみみたいなお話があったのですけれども、BBCたちは何を守ろうとしたのか、何をしようとしたのかというところがちょっと分からなくて、それが分かると今日のお話も明確になるのかな。すみません、その点を教えていただければと思います。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） BBCにしる、民放にしる、アメリカの放送局は自分たちのコンテンツの市場、アメリカのコンテンツが入ってくるのを恐れたのですけれども、聞いてみると、実際にやってみると自信を持っていて、イギリス向けのコンテンツは、仮に英語であっても、自分たちのほうがすぐれたものを作ることができて、人気も高い。一方で、NetflixやAmazonなどは世界向けの販路として、非常に使い勝手がよいという認識を持っているように感じました。

○井上専門委員 ありがとうございます。

○谷口委員 1点、教えていただきたいのですけれども、NHKさんがなぜアーカイブスの開放に積極的でないのかというのは、今おっしゃっていたように恐れているということなのでしょう。NHKの学術アーカイブス利用に応募したことがあって、非常に貴重なデータがたくさんあるのです。学術的にも非常に貴重な映像のデータがあって、それは新聞とか雑誌と全然違う、素晴らしい情報があったのですけれども、なぜそれを積極的に開放されないのか。もし御存じでしたら、教えていただけますか。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 権利処理のコストだと思います。

○高橋座長 よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、議論はここで一区切りとさせていただきます。

なお、中村教授、菊池特任教授におかれては、引き続き御出席いただきます。

次の事業者が入室されるまで、席でしばらくお待ちいただきたいと思います。

（ヒアリング出席者入室）

○高橋座長 皆様、ありがとうございます。

続きまして、ネット配信サービス及び光回線を用いた放送サービスについて、事業者の方よりヒアリングを行います。

Netflix 杉原様よりNetflixの取組について。NTTドコモ 森様及び大島様よりdTVについて。NTTぷらら 木谷様よりひかりTVについて。NTT東日本 一ノ瀬様及び徳山様、及びスカパーJSAT 古屋様及び中川様よりフレッツ・テレビについて、御説明いただきたいと思います。また、中村教授、菊池特任教授にも、オブザーバーとして引き続き御出席いただきます。

それでは、まず、Netflix 杉原様より御説明を7分程度でお願いします。

○Netflix（杉原ディレクター・公共政策担当） 皆様、こんにちは。Netflixの杉原でございます。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

時間も足りないので、早速始めさせていただきます。Netflixの業務の説明をさせていただきます。

まず、1枚目をめくっていただいて、Netflixでございます。エンターテインメントに特化した世界最大級のオンラインストリーミングサービスということですが、エンターテインメントということで、報道、スポーツというものはここには入っておりません。私たちは、エンターテインメントに特化しているということでございます。

それから、映画、ドラマシリーズ、ドキュメンタリーなどというカテゴリーで、いろいろな作品を届けさせていただいております。

次ですけれども、私どもの共同創業者、リード・ヘイスティングスですけれども、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、最初は貸しDVDから始めたというのがそもそものビジネスのスタートでございます。

めくっていただきまして、今では190か国、1億6700万世帯。世帯と言っているのか、人と言っているのか、少し微妙ですけれども、それは私たちのプランによって、4人同時に見られたり、2人同時に見られたり、1人で見られたりということがありますので、1億6700万口と言ったほうがいいのかもありませんけれども、その皆様方に御愛顧いただいております。それで、今はアメリカよりもアメリカ国外のほうが視聴者の方が多いというのが現状でございます。

ちなみに、190か国と今、申し上げましたが、その中で言語は30言語に対応しております。

次に、Netflix、創業は1997年、先ほど申し上げた貸しDVDですけれども、そこからストリーミングに2007年、かじを切り、この中で御存じいただいている方もいらっしゃるかもしれませんが、2013年に「House of Cards」というオリジナル作品。これは、私どもで作ったわけではなくて、他の方が作ったやつを私どもが独占という形で購入させていただいて、配信させていただいた。ここから火がついて、世界中にお客様を広げております。

次のページですけれども、世界中に広がるということですが、先ほど申しましたように、今やアメリカよりもアメリカ以外のところでの伸びが非常に大きく、特にこのAPEC、アジア・太平洋地域での伸びが一番大きいということになっております。

Netflixの特徴でございますが、1番は、私どもでしか見られない作品。当然のことながら、ライセンスの作品と申しまして、他社様でも見られるやつをライセンス購入しているものもありますが、それよりもNetflixの作品について、私たちはオリジナルと申し上げますけれども、作り、配信している。そこが1つの大きな特徴でございます。いわばスタジオの機能を会社の中に持っていると申し上げてもいいかもしれません。

それだけではなくて、日本発の作品を世界へ。もちろん、日本ですので日本のことを書いておりますけれども、これは日本だけではなくて、例えばインドの作品も世界に、韓国

の作品も世界にということ、いろいろな国の人いろいろな国の作品を見られる。例えば1つ有名な作品で「カサ・ド・パペ」。意味は造幣局という意味なのですが、スペインのドラマシリーズですが、これは全世界で一番見られている、英語ではないプログラムでございます。

そして、全てのメンバーに快適な視聴体験をということになっております。

ここからは少し飛ばさせていただきますけれども、私どもでしか見られない作品ということで、この間、ドラマシリーズで日本から始めさせていただいた「FOLLOWERS」「エヴァンゲリオン」。それから、去年ちょっと話題になりました「全裸監督」。それから、映画として賞も頂きました「ローマ」。それから、右端ですが、「イカロス」というドーピングに対してのドキュメンタリー、こういうものが私たちのオリジナルの作品ということで、皆様方に愛していただいております。

その次ですけれども、私たちが持っているものとしては、シリーズ、映画、リアリティー、アニメ、ドキュメンタリーとあります。世界100か所以上でオリジナル作品を制作しておりますが、日本においては特にアニメに力を入れております。後でお話し申し上げますけれども、日本はアニメのハブになるのではないかと考えております。昨今は「アイリッシュマン」という、映画としても長いものを皆様方に御提供させていただいております。

次のページですけれども、日本発ということ、実演で初めてなのがこの「全裸監督」でございます。それ以外にも実演がいろいろ続いておりまして、嵐の「Voyage」というドキュメンタリーは、始まった途端、信じられないぐらい新しい入会者が増えたということでございます。

事務局のほうから、昨今のコロナについての傾向を言えと言われたので、ここでついでに申し上げておきますが、コロナになったから人が増えたということは余りありませんが、既存の方々が見られている時間が非常に多くなっております。どちらかというと、この嵐が入ってきたほうが視聴者の方が増えました。増え方は、弊社でありますと、KDDIさんやJCOMさんと一緒になって、地道な営業努力では増えておりますけれども、コロナを介して増えているということはありません。

反対にコロナの影響でございますが、今のところはまだ出ていませんが、実写のほうが多くなってきています。人が一番少ない形で撮影しているので、大きなシーンが撮れなくなってきました。長くなると実写のほうにも影響が出てくるなと思っております。

アニメですけれども、日本発のアニメということで、昨年からの新番組としてこれぐらいのアニメを提供させていただいておりますが、アニメについては日本をハブにしたいと弊社では考えております。どういうことかと申しますと、世界で最新のアニメを見ていただくためには、アニメを4K化、HDRに対応していかなければなりません。これは、セル画を手で描いている間は、4KあるいはHDRにはほぼ対応できないと思っていただくと結構だと思います。セル画の大きさはこのぐらいですので、4Kで作ろうと思うと大袈裟に言うと6畳間ぐらいの大きさの紙に描かないといけない。

なおかつ、アニメの現場は、セル画1枚、およそ300円という値段でいわゆるアニメーターの方が描いていらっしゃるのですけれども、年間で5000枚も描けないということで、年収は150万円もないということが現状でございます。そこで、場の方々をコンピュータ化するとか、4KあるいはHDR化に対応していくために、めくっていただいたらお分かりかと思いますが、私たちは5つのアニメの会社と5年間の包括提携をいたしまして、早い話が、5年間作品がなくてもお金は払うということで、当然、働いているアニメーターの方々のスキルを上げていただいたり、ツールに慣れていただくということをやっております。

その次のページですけれども、これは7人の作家の方です。日本はアニメが幾らいいと申しましても、実は漫画が基になっているIPが非常に多くなっておりまして、そこがボトルネックとなって来ています。なおかつ、漫画をアニメ化するときには制作委員会という形でアニメ化してしまいますと、例えばぬいぐるみを売ったり、DVDを販売したりという、いろいろな人のステークによって内容が変わってきてまいりますので、こういう作家の方と直接IPを作ることによって、オリジナルのアニメを作ろうとしております。

ちょっと宣伝になりますが、日本オリジナルとして、最近2020年2月27日、蜷川実花さんの「FOLLOWERS」というのが始まりました。これから「攻殻機動隊」というのが出てまいります。そのほか、

幾つかアニメのシリーズが資料の様に出て参ります、日本の視聴者の特徴として、1つは、ハリウッドの作品に対してのアペタイトが非常に高い。世界の需要の中でも、それは顕著であります。そのつぎに日本のオリジナルになります。私たちが感じているのは自国のコンテンツが増えていかないと、世界では私たちのお客様は増えていかないと傾向があるのですけれども、日本においても、もちろんその傾向もあるのですけれども、いいハリウッドの作品を流してもお客様は増えるということでございます。

ちょっと時間を超過しますが、実はNetflixはITの会社でもございまして、そのコンテンツをエンコーディングする技術がかなりすぐれているということで、小さなパケットでもいい画像が見られる。あるいは、大きなパケットが流れてくると、自分たちを小さくして、大きなパケットを通して、小さなパケットから、また大きくなるという技術も持っております。

さらに、レコメンデーションの技術で、今まで御覧になったものを、どのような形で紹介するか、何がその方に合うかという試みもしております。

最後に、私たちの一つの特徴として、資料では、全ての1700種類のデバイスで御覧いただけるとなっていますが、例えば通勤途上にスマホで見ている方がおうちに帰って、そのシーンからテレビで見ることが出来ます。全てのアーキテクチャに対して、私たちの作品を最適化しているというところがございます。

あと、国内のパートナー様のことが資料に書いております。日本の会社と共にビジネスしています。その他いろいろ書いておりますけれども、時間も来ましたので、この辺で失

礼させていただきます。ありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。

続きまして、NTTドコモ様より御説明をお願いいたします。

○NTTドコモ（大島コンシューマビジネス推進部長） NTTドコモの大島と申します。

私のほうから、簡単にdTVのサービス概要について御説明させていただきたいと思います。

表紙1枚おめくりいただいて、1ページ目のスライドでございます。dTVというのは、このリード文に書かせていただきましたとおり、多彩なジャンルの12万作品を月額500円、ワンコインという値段で見放題となっている映像配信サービスでございます。後でその下の図で御説明しますが、スマホ以外にテレビとかPCとかタブレット等々でも御覧いただけるマルチデバイス対応。あるいは、回線契約がドコモでなくても見られる。通信会社ではございますが、キャリアフリーのサービスとなっております。

下の図は、今はdTVという名前で提供していますが、この歴史といいますか、大本は左から4段階の発展を経て、今のサービスに至っておるものでございます。

一番左のBeeTV、蜂のマークが書いてあるところがその起源でございます、これは一番に下にあるネットワークがFOMA（3G）という時代に、フューチャーフォン、ガラケーに対応した映像のサービスでございました。これは、当時、まだガラケーでございましたので、容量が少し小さい、短い尺のものをオリジナルで作って提供するというビジネスモデルでございました。

その後、ネットワークは、LTE、PREMIUM 4G、今後は5Gと進化していきますし、お客様が携帯、スマートフォン以外に、自分に合った見やすい端末、デバイスで御覧になりたいというニーズを踏まえて、名前をVIDEOストア、dビデオ、dTVという形に変えていくとともに、対応端末がスマートフォンあるいはPC、タブレット、そして今のdTVで言うと、テレビを中心に拡大してきている。

併せて、ネットワーク環境、あるいは端末容量が大きくなったことによって、短い尺のコンテンツから、世の中にある映画、ドラマ等々に対応していくということで、ここにはVIDEOストアのところに2次コンテンツと書かせていただいておりますが、他社がお作りになったものを配信していくと、プラスアルファでやってきております。

それから、画質についても、当初はSD画質、標準画質でスタートしましたが、dビデオからはHD画質、あるいはdTVでは4K画質という形で、より高画質になってきておるといものでございます。

1枚おめくりいただいて、2ページ目でございます。多彩なジャンルと申し上げましたが、ここにあるようなジャンルを基本的に網羅していくということで、これまでは進めてまいりました。洋画・邦画という映画、各種ドラマ、音楽、アニメ、キッズ、バラエティ、オリジナルというもののほか、先ほど500円で見放題とは申し上げましたが、その見放題以外の、例えば新作等々については、個別に300円から500円程度のお値段をつけて契約いただくというモデルも併せてのものとございます。

次、3ページ目でございます。コンテンツ配信の流れということで、どういうふう
にコンテンツを調達しているかというスライドになります。矢印の横に①、②、③
というのがある、それがそれぞれリード文に対応しております。

1つ目は、先ほど2次コンテンツというところで申し上げた、①と②はそういう形
になりますけれども、配給会社、テレビ局等々でお作りになったものを我々のほう
で買って、それを配信する。

2番目は、個別に買うのではなくて、それを取りまとめるアグリゲーターという
方がいらっしゃる、まとめたものを買って配信する。

3つ目が、自分で制作して配信するというものでございます。

最後、4ページ目でございます。我々、いろいろこれまでもやってまいりま
したが、もともとドコモということで、これから5Gを開始するという
こともあります。5G時代の新たな視聴体験の可能性を今、検討して
おりまして、既に始めている4Kコンテンツのほか、右側に行きますと、
VRのコンテンツ。これも一部は始まっていますが、これからさらに
強化していきたい。

さらに、下にあるXR、MR、ARといったところを提供していきたい。

それから、左側は、既に別のサービスでも提供していますが、ライブの配信
でバーチャル最前列という言い方もしていますが、あたかも自分が最前列に
いるような、あるいはグループの中で言うと、自分が推している人、好きな
人を見るといったマルチアングルのコンテンツを提供していくことで、
これまでにない映像体験をお客様に提供していくことを考えて
おります。

簡単ではございますが、dTVについては以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、NTTぷらら様より御説明をお願いします。

○NTTぷらら（木谷サービス開発部部長） 皆さん、こんにちは。NHK
ぷららの木谷と申します。

本日は、資料に沿って、私どもが提供しておりますIPTVサービスひかり
TVの取組について、簡単に御紹介させていただきたいと思
います。

1ページ目、御覧ください。ひかりTVの概要でございます。私ども、
2007年に、特にNTTのFTTHの普及に伴いまして、テレビ向けの映像
サービスということで、サービスのほうを開始して
おります。今、多彩な絵を資料に載せさせていただいて
おりますけれども、一番上段にありますテレビ、ビデオ、カラ
オケあたりからサービスをスタートさせていただきました。

その後、スマートフォン等々のモバイルの普及等に伴い、テレビ
だけではなく、スマートフォン、タブレット、それからPC
などでのサービスが提供できるようなサービスの拡充。
及び、この図の中にもございますように、ショッピング、
ミュージック、電子書籍、アプリなど、様々なデジタル
メディアをワンストップで提供できるようなサービスという
形で拡

張させていただいているところでございます。

本日、事務局より、IP放送のところを中心にといたお話を頂戴しておりますが、この図で申し上げますと左上、テレビサービスと私どもの中で呼んでいるものが、IPで言うところの放送のサービスに当たるところでございます。

2ページに行ってください、実際にサービスを提供しているプラットフォームを簡単に図式化させていただいております。一番上、ひかりTVと書いてあって、あらゆるサービスのアイコンが並んでおりますけれども、ここがサーバのプラットフォームであると御理解ください。

私どものサービスの出先のネットワークという意味で申し上げますと、中段にありますように、左側、NTTフレッツ等のマネージドネットワーク。それから、右側、ピンクで書かせていただいているところが、いわゆるオープンインターネットというところでございます。

ここでマネージドネットワークと書かせていただいているのは、インターネットの場合、御存じのとおり、複数のプロバイダの間をトラフィックがホップして、お客様のところまで通信が届くことになっておりますけれども、この左側のマネージドネットワークは、それに対して、この場合ですと、NTT東日本ないしはNTT西日本が、1社でエンド・ツー・エンドでネットワークを管理できているという意味で、マネージドネットワークという言い方をあえてさせていただいております。こちらのほうで、ブロードバンドの高速・大容量通信性を生かしたサービスということで、主にテレビ向けのIP放送であったり、ビデオ・オン・デマンドのサービス等々を提供させていただいているところでございます。

また、昨今では、4Kの普及に伴いまして、私どもも2014年からいち早く4Kのサービスを開始させていただいております。こちらのほうも、主にこのマネージドネットワークの大容量性を生かすサービスということで期待されているものでございます。

左下にありますように、受信機という意味で申し上げますと、私どもが提供しているセットトップボックス、ないしはひかりTV for docomoということで、先ほどドコモからの御説明もありましたけれども、放送も含めたサービスを提供するというところで、OEM的にサービスを提供しているというパターンもございます。また、一部、市販のデジタルテレビの中に、このセットトップボックスを介さずに直接サービスを受信できるタイプの製品が、トータル6社さんぐらいから今、御提供いただいているところございまして、そういった受信機を使って、固定網を使って楽しんでいただくというところでございます。

一方で、併せてですけれども、インターネット、右側のところを通じてモバイルPC等へサービスを提供していくというところになります。

3ページへ行っていただいて、ひかりTVにおける放送関連の取組ということでございすけれども、放送サービスとして、この表、上4段で書いてあるような多チャンネル放送、それから地デジ（IP再放送）、BS（IP再放送）、昨年からはBS4K（IP再放送）というものを、IPマルチキャストを使って提供しているところでございます。これ以外に、放送局様等々との連携という意味で申し上げますと、一部専門チャンネルのインターネット配信というこ

とで、通信を使ったサービスを提供しているところ。ないしは、放送局様等々と共同制作なども行いながら、ビデオ・オン・デマンドのコンテンツも提供させていただいているという取組をさせていただいております。

最後、4ページでございます。この辺のネット配信サービスが、今後、5Gの時代を見据えて、いろいろな形で進化していくものと思っております。そのような中で、マルチアングルであるとかARを使ったサービス、あるいは双方向のインタラクティブのコミュニケーションとの連携といった形で、お客様に多様な価値を提供していけるのではないかと考えて、いろいろ検討を進めているところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、NTT東日本、スカパーJSAT様より御説明をお願いいたします。

○東日本電信電話(一ノ瀬ビジネス開発本部第一部門長) NTT東日本の一ノ瀬と申します。

私のほうから、冒頭、弊社が提供しているフレッツ光のオプションサービスであるフレッツ・テレビの概要について、御説明させていただきます。

ページをめくっていただければと思います。1ページ目ですが、フレッツ・テレビ自身は、光回線で御家庭まで放送波を伝送することにより、一般の御家庭においてアンテナ要らずでテレビを視聴することができるサービスとなります。アンテナ受信と同一の信号をそのまま伝送しているため、セットトップボックスのような特別な機器を必要とせず、テレビに直接接続することで、地デジやBS、CS放送を視聴することが可能となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。設備構成とビジネススキームですが、左上を見ていただければと思います。フレッツ・テレビは、放送事業者であるスカパーJSATのアンテナ及びヘッドエンド設備で受信した放送信号を、弊社が提供する光伝送路に乗せて、エンドユーザーに提供しております。インターネット設備とは同一回線上ではありますが、別の光の波長で提供しているため、インターネット通信の利用状況によって影響を受けることは一切ございません。

また、エンドユーザーは、スカパーJSATが提供する放送サービスと、弊社の提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの両方契約していただく必要があります。こちらは、下のほうの段にあります②と③になります。

また、こちらのサービスを受けるためには、④のフレッツ光サービスといったサービスの契約が別途必要となります。

次以降、スカパーJSAT様より御説明させていただきます。

○スカパーJSAT(古屋FTTH事業本部長) 引き続きまして、次のページから、私、古屋のほうから御説明申し上げます。

フレッツ・テレビサービスの内容ということで、仕組みの図が少し出てまいりますけれども、先ほど御説明あったとおり、私どものフレッツ・テレビのサービスは、地上波から、最近では新4K8K衛星放送まで、アンテナなしでNTTの光ファイバを使って、御家庭に再送信サ

サービスとして放送サービスを届けるサービスになっております。スタートした当初は、NTT東日本、NTT西日本と連携してフレッツ・テレビというサービスからスタートして、現在、コラボ展開等により、NTTドコモとはドコモ光テレビオプションという名前、ソフトバンクとはソフトバンク光テレビという名前のように、たくさん名前が存在しているのですが、仕組みは全て一緒でございます。

先ほど御説明にあったポイントの一つですが、こちらのサービスはIP変換しておりませんので、RF信号のまま光ファイバに乗せて御家庭に届けているというのが1つ特徴でございます。

そういったRFをそのまま届ける仕組みが下の図のほうになっております。提供の仕組みですが、ヘッドエンドと呼ばれる、各県単位で受信拠点を設けておりまして、ここにローカルに対応した地上波のローカル放送とBS/110度CS放送を受信して、光ファイバで御家庭に届けているという仕組みになっております。御家庭に入ったら、ONUを通してテレビの信号にジョイントしてしまいますので、現在のお客様の配線をそのまま変えることなく、新4K8K衛星放送にも対応しているというのが特徴の1つでございます。昨年9月から、アダプターを使って周波数を下げて上げるという仕組みを使った仕組みをスタートさせていただいています。

提供しているサービスの次のページでございますけれども、先ほど申しましたとおり、地上波のデジタル放送は、各圏域に対応したローカル放送に対応しております。それから、BS/110度CSデジタル放送と、ここに新たに追加になりました左旋、新しい仕組みを使った4K8K放送の全てのチャンネルを現時点で対応になっております。

次がマンションに向けてのサービスです。集合住宅も個人の家と基本的には一緒なのですけれども、新築の場合は新しく作るので、新しいマンションは入口で高い周波数に戻して、本来の周波数でそのまま伝送するという仕組み。

一方で、大きな課題となっております、既築のマンションを4K8K対応するところにおいては、お客さんの最後の部屋のテレビの前にアダプターを入れることによって、屋内配線を変えることなくできるというのも特徴でございます。

サービス提供エリアでございますけれども、次のページに出ているとおり、26都道府県に現在対応しておりまして、世帯数で言いますと約3000万世帯。青いエリアが対応エリアで、まだないエリアが若干ございますので、今後拡大していく予定でございます。

以上、御説明申し上げます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。質問のある方は、ネームプレートを立てていただけるようお願いします。

夏野委員、お願いします。

○夏野委員 NTT東日本さんとぷららさん、今日、参加されている方で、IP通信の違いとRFの変換の違いがずっと腹に落ちている人がほとんどいないと思うのですけれども、要は、インターネットが通じているところだったら、ひかりTVさんのサービスだったら、どこでも4K8Kを持っていけるという話と、それから、フレッツ・テレビさんというか、NTT東日本さんとスカパーさんのお話は、対応エリアの光回線があるところであれば、加入すれば地上波の再送信が受けられて、テレビでそのまま受けられるという理解でよろしいかと思うのですが。そういう意味では、ぷららさんのほうは、日本全国対応できると考えてよろしいのですね。

○NTTぷらら（木谷サービス開発部部長） 結構でございます。

○夏野委員 フレッツ・テレビさんのほうは、構造を見てみると、光回線さえ通っていれば、対応エリアを増やすのはコスト的にはそんなにかからないように見えるのですが、物すごい多大なコストがかかるのですか。

○スカパーJSAT（古屋FTTH事業本部長） ヘッドエンドを作って、その信号を県内圏域にビルネットワークを作って回すところに投資しなければいけないので、投資という意味で言うと、その辺の投資がかかります。

○夏野委員 ちなみに、それは地方の放送局が4Kの設備を投入して、圏域全体にアンテナを張りめぐらせて、つまりユニバーサルサービスとして4Kの放送を地方の放送局がやるのと、御社が放送局からじかにデータをもらって、光回線ベースで光回線があるところに全部放送させるのと、どっちが。直感的にどれぐらいのコストの違いがあるのでしょうか。安いのか、高いのか。

○東日本電信電話（一ノ瀬ビジネス開発本部第一部門長） そういう意味では、今、提供エリアとさせていただいているところは、設備投資見合いで、それなりに弊社としてビジネスができるという範囲をやらせていただいています。ですので、逆の言い方をしますと、今、提供していないところについては、当社にとっては設備投資のほうが大きくなってしまおうと理解いただきたい。

○夏野委員 御社はそうなのですが、地方の放送局さんが自分でユニバーサルサービスを獲得しようとする、それが見合わないから、地方の放送局さんはまだ4Kをやっていないのだと思うのですが、御社がやったほうが安いのか、放送局がやったほうが安いのか。御社の場合は、複数の放送局分、全部1回ですね。御社が投資すればできちゃうわけですね。変なオブリゲーションを上げるつもりはないので、技術論として。

○東日本電信電話（徳山営業企画部門長） NTT東日本の徳山と申します。

今までそういう比較をしたことがないというのが正直なところ。我々、事業法とか、放送との壁というか、そこが設けられているところもありますので、今までそういう比較をしていないということなので、先生がおっしゃるとおりで、何かそういうきっかけがあれば、その比較はできるかと思えます。

○夏野委員 ちょっと素人考えですけれども、IT機器のほうは、今、光のネットワークと

いっても、ファイバケーブル以外は全部インターネット機器になっていると思うのですが。放送設備というのは、需要家は放送局しかなくて、特に日本の方式だと需要に限られるので、機材の調達の安さだけで言えば、明らかに御社のほうが安いのかなというというのが素人考えですけれども、比較する価値はあるという感じでしょうか。

○東日本電信電話（徳山営業企画部門長） 今日はこちらの場でございますので、なくはないと思います。何でこんなに奥歯に物が挟まった言い方をするかというと、事業法とか放送法との関係で、今まで議論がなかなかしにくいというのが事実です。ですが、今回の場はそれを変えられるという話ですので、比較するという価値はあると思います。あるというか、我々もよく分かっていないところがありますので。

○夏野委員 ありがとうございます。

○高橋座長 落合委員、増島委員。とりあえず、お願いします。

○落合専門委員 それでは、落合のほうから質問させていただきます。

まず最初に、Netflixさんのほうにお話を伺えればと思っております。日本のコンテンツについても取扱いをいろいろと拡充していただいている、日本の中でも利用者が増えてきているところだと思います。実際に御紹介いただいた中で、アニメーションについての御紹介が多くございましたが、放送のコンテンツというのがあまり多くなく、必ずしも十分に主力商品になっていないのかなという気もしております。

日本の放送のコンテンツというものの自体は、Netflixさんから見ても、アニメーションなどはもう海外に展開できていますけれども、様々な海外のほうに出ていくようなポテンシャルがあり得るのでしょうか。そういうところでNetflixさんが組まれる可能性もあるのでしょうかというのが1つです。

また2点目として、日本の中で課題になっている点を教えて頂きたいと思います。例えば著作権の処理などもあると思いますし、そのほかにこういう部分がうまくやりにくいので、日本のコンテンツは海外に行きにくいのではないかと思われる点があれば、教えていただければと思います。

○Netflix（杉原ディレクター・公共政策担当） ありがとうございます。

まず、あるかないかというのは、もちろんございます。放送のコンテンツで私どもの作品として流しているものもあります。例えば「テラスハウス」というのは、フジテレビさんがファーストシリーズを作られて、私たちがセカンドシリーズから追いかけて作っているものですが、これは日本以外のところのほうが爆発的にはやっております。

あと、「深夜食堂」、たしか読売テレビさんだったと記憶していますが、間違ったらごめんなさい。これも私どもがキャリーオーバーして作っておりますので、日本では、例えば視聴率とか、いろいろ難しい問題に直面している、いい作品をVODという形で世界に広げるといえることは、極めて大きなところですよ。

ただし、幾つか注意すべきことがあって、1つは、日本だけで閉じたような笑いとか、日本だけで閉じたようなストーリーみたいなものになると、グローバルの方々が理解して

くれないので、普遍的な内容をその中で取り扱っていただくというのが大きいのかなと思っています。

また、日本の放送局様を主体とした制作会社の方々とも一緒にやっているところです。技術力の高さというのが、私たちにとってはありがたいことです。

著作権等々、今後の話ですけれども、著作権の問題は非常に大きくございます。私たちの場合は、配信に向けての著作権はみんな私たちが頂戴しますが、それ以外のものについては、もともと持たれている方です。持たれている方なのですが、例えば既存のいい音楽を映画とかにつけたいと思うと、日本の場合、それをつけるのには処理が非常に大変になってきます。

それから、昔の、例えばあのときの映画が見たかったというものについても、配信の処理が非常に大変だったりしておりますので、これは個人的な意見ではございますけれども、著作権のデフォルトセッティングを変えたほうがいいと思います。要するに、コピーライトと英語で言うのでありますから、コピーする権利を渡すということであって、何か文化財とか仏様を守る権利ではなくて、コピーする権利を渡して、皆さんが楽しんだり、あるいは商業的な利益を得るということにデフォルトセッティングを変えると、もっと処理もしやすくなるし、海外にコンテンツが伸びると思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

まずはNetflixさんに伺ったのですけれども、そのほかのNTTドコモさん、NTT東日本さん、NTTぷららさんのほうにもちょっとお伺いしたいと思います。Netflixさんが海外に配信するときに、日本の放送事業者とどういうふうに組めるでしょうかというお話も伺いました。一方で、日本国内で見た場合に、例えば地方のローカル局であったりが、今後、ネットがさらに進展する中で、どういうふうにして生き残っていくのかということについて助けていくということが、日本のコンテンツ力を維持するために重要なのではないかと考えております。

そうした観点で見ると、さっきの夏野委員からのお話も、ローカル局と各社とが生まれ、合理的な形で通信事業者と放送事業者とがウィンウィンになるような形で連携できるのではないかとということも見据えての質問だったのではないかと考えております。こういった観点で、各社が既に考えられているかどうかというのはあると思いますが、地方の放送等の事業者等を助けるといった意味も含めて、どういう形で、今後、一緒に事業展開できる余地がありそうでしょうか。その中で、もし課題として、特にこういう面については議論してもらったほうがやりやすいのではないかとという点があれば、各社から教えていただければと思います。

○高橋座長 どなたからでも結構ですので。NTTドコモさん、何かありますか。

○NTTドコモ（森スマートライフビジネス本部長） NTTドコモですけれども、我々が今やっているのはdTVという、どちらかというとビデオストリーミングサービスという形で、全国で当然見られますし、地方の放送局さんと何ができるかという視点では、コンテンツ調

達とかで何かあるかなというぐらいのところですかね。

○落合専門委員 ありがとうございます。

○高橋座長 NTTぷららさん、いかがですか。

○NTTぷらら（木谷サービス開発部部長） NTTぷららでございます。

先ほどの私のプレゼンテーション資料の3ページ目の表の中で一部書かせていただいているのですけれども、私どもとしましても、既に一部、地方も含めました放送局様との間で、番組の共同制作みたいなところで御一緒させていただいております。作った番組につきましては、地上波に関しては、その放送局様が放送される。そのネット配信については、ここは様々な条件設定がございますけれども、例えばファーストウィンドウで私どものほうで配信させていただくといった形で、相互に放送番組とビデオ・オン・デマンドをうまく連携させたプロモーションみたいなことにチャレンジしているという実績がございます。

あと、一部、吉本興業様と一緒に共同運営させていただいております大阪チャンネルというサービスがございます、ここにつきましても、地方局様のコンテンツをネットで積極的に流すといったサービスをやらせていただいているという実績がございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

NTT東日本さん、いかがでしょうか。

○東日本電信電話（徳山営業企画部門長） NTT東日本でございます。

多分、皆さんとは少し毛色が違っておまして、我々、基盤事業者でもあるので、先ほど夏野先生がおっしゃられていたとおり、放送の設備という意味といわゆる基盤というところが、どちらが安いかという話にもつながるところですが。今のところ、通信と放送というのは、その線引きを明確にしないというのが業法で決まっているところがございます。

なので、正直な話で先ほど来の話になってしまいますが、いわゆるローカル局さんと何かをするということで発想したことが今まで余りないというのが事実なので、それが今後、例えばコストを下げていくという観点で、皆様の御議論がそういうことになるということであれば、それについてのいろいろな検討というのはあるのかなと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

増島委員、どうぞ。

○増島専門委員 ありがとうございます。

NetflixさんとNTT様とそれぞれですけれども、まずNetflixさんは、オールライツを基本、お取りになって、権利処理を容易な形にして全体に展開されるということをやられているというのと。

あと、根元のところで、まさに樹林さんとか、こういう方々にきちんとお金をお支払いするような形で、制作者のような方々、もしくはクリエイターの方々にお金が回るような

形、もしくは脚本家の方々を育成されるような活動をしながらやっつけらるので、その活動そのものは、恐らく日本のマーケットの人たちが今までできなかったところに、何か一定アドレスしながらやられていっしょと理解しているわけですがけれどもね。なので、日本のコンテンツを世界に広めていくという、コンテンツ制作ということと言ったときに、日本がやりたい国益みたいなのところとすごく合致するところがあるとも見える。

他方で、全体的に制作をやられている方のお話で聞くと、総論ではNetflixに攻め込まれるという物の言い方をされるようなケースもあるわけですがけれどもね。もちろん、Netflixさんは外国の会社ですし、別に日本の制作にどれだけコミットするかというのは余りないのかもしれないですが、うまく日本のコンテンツが広まっていくということに対して、日本とどういう形でやると、Netflixに攻め込まれるという話でなくて、組んでいけるのだろうかという少し大きな話を教えていただきたいことが1つです。

NTT様のほうは、むしろどちらかというと、いろいろな技術とかコンテンツをお届けする側の方々ですね。なので、お届けする側の方々にはちょっとお伺いしたいところですが、今、持たれているものでやられていることは、日本のマーケットにすごく特化したような形で、かゆいところに手が届くようないろいろなことをやられているという感じはするのですが、そこにとどまっているようにも見える部分があって、事業者を世界展開させるぞという、どちらかというと経産省さんの発想で見たときに、そこに応えられるような策なり展開というのができるのか。できないとすると、何がそうさせてくれないのかという部分をちょっと教えていただけますか。

○Netflix（杉原ディレクター・公共政策担当） ありがとうございます。

先生がまさにおっしゃっていただいているみたいに、私たちは攻め込むということよりも、まずコンテンツの業界で成功しようと思うと、一定レベルの国内のコンテンツがないと見てくださいません。ということは、国内においてコンテンツを作る必要がどうしてもあります。また、その国内だけで閉じたコンテンツですと、会社として考えた場合、それがグローバルに展開するほうが、当然のことながら効率もいいわけですから、国内で作ったコンテンツを国内で見ていただきながら、グローバルに見ていただけるようなものを作っていく。

そのためには、非常に優秀な方々に作品を作っていただく必要があります。今までのという言い方をさしあげれば、実写もアニメも、この業界、労働環境がいいとも言えませんし、お給料が高いとも言えない。ということで、若い方々がこの業界に入ってきてづらくなっております。ということは、サステナブルなビジネスのグロースが見えないので、私たちとしてはグローバルなベストプラクティスで日本の中で作品を作り、それに共鳴していただいている方々と一緒に、また次の作品を作っていくことによって、業界のエコシステムが動いていくのではないかと考えております。

例えば、去年の「全裸監督」ですと、あれは1話1話監督が違うので、総監督はハリウッドに行かれて自分の自己紹介をするときに「全裸監督」と言っただけで、もうみんな知

っているとおっしゃっていましたがけれども、アニメ以外のところでも、そういうポテンシャルは非常に高いです。なので、私たちとしては、この業界のエコシステムがもっと働いて、サステナブルになるのがまず第1。その次、日本発で、世界で活躍してもらえるクリエーションを作りたい。

組めるのかというのは、まさにそこでございまして、今、グローバルで、こういうVODの業界でサプライチェーンというものがほぼできつつあります。例えば、シンガポールですとVFXとか、日本だけで物づくりをするのではなくて、世界中でこういうコンテンツを作っている中で、日本は何に特化して、どういう特徴があるのかというのがまだ見えない。アニメは、今、非常に風前のともしびだったところもあるのですけれども、何となくそこの効果が見えつつあるのですが、実演のところではまだ見えてきておりません。

なので、どう組むかというより、アニメ以外のところでは、日本がここに特化するぞというところ、強いところが出てくると、例えば世界中からホスプロの後処理が日本に集まったり、どこかの方々がマルチリンギスティック対応のプラットフォームを持っていらっしゃる。例えば、スペイン語で作っても、韓国語で作っても、日本のどこかに持ってくると、先ほど申し上げた30ぐらいのランゲージに置き換わり、ダビングもできるし、キャプションもできるとなると、また、そういうサプライチェーンの中で日本が生きてくるのかなと思っています。ということで、どのような形でも、私たちとしては組んでいけるところがあると思っております。

○NTTドコモ（大島コンシューマビジネス推進部長） NTTドコモでございます。

先ほどおっしゃったとおり、ドコモは日本国内でdTVを展開しているわけですが、大きな理由で言うと、1つは、先ほど2次コンテンツとオリジナルコンテンツみたいな話をしましたが、2次コンテンツの配信の範囲をおおむね日本国内で基本的には契約している。特に、海外の配給会社は、日本でやるのも、世界でやるのも、また条件が全然違いますので、我々は顧客基盤がキャリアフリーではあるものの、回線契約者が中心にあり、それ以外のキャリアフリーの方でも、dアカウントというドコモの認証の仕組みを使っただけということがある。

なので、この認証の仕組みを使っただけという意味では、dポイント等々の関連もあって、日本国内であったほうが生かしやすいというのがあって、国内でのビジネスに特化しているところでございます。

では、これを世界、海外に出ていくためにはという話で申し上げますと、先ほどNetflixさんがおっしゃったとおりでございますけれども、海外にあるコンテンツ、あるいは日本の今あるコンテンツを、そのまま海外に持っていったからといって、そのまま広がっていくということではなく、海外の方に支持されるようなコンテンツ、あるいはその領域みたいな強いものを展開するということが必要になると思っておりまして、我々、まだその知見がないので、今はやれていません。

今後ないかという、中居正広さん風に言うと、ゼロでも100でもなくて、1から99であ

るところですけれども、そういうところを蓄積し、海外での顧客基盤みたいなものを作る取っかかりがあつての話になると思つていまして、それは規制というよりは、我々のビジネス的なものが影響していると考えております。

○高橋座長 ありがとうございます。

NTTぷららさん、NTT東日本さん、いかがですか。

○NTTぷらら（木谷サービス開発部部長） NTTぷららでございます。

私どもが配信しているコンテンツの権利につきましては、今、ドコモのほうからもお話がありましたように、基本的には国内をまずはターゲットとした形でライツの処理をしているというのが現状でございます。

一方で、海外展開ということで行くと、先ほど来、日本のコンテンツをとという御指摘をいただいておりますけれども、私どもが実際に提供している、例えばプラットフォームであったり、制作をいわゆるICT技術を使って効率化するという。あるいは、AR・VRといった、いわゆるコンテンツを見せるためのいろいろな技術とかいろいろな取組を私ども、させていただいておりますけれども、実はそういうものを海外で一緒にやらないかみたいなお声がけをいただくケースが、最近徐々に増えてきているところでございます。

1つ論点として、コンテンツそのものを出すという論点に併せて、そういった周辺の技術とかプラットフォームの運用等々の技術なども日本はすぐれていると思っておりますので、そういったものの展開みたいなどころまで視野を広げていくということが、1つ可能なのではないかと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

NTT東日本さんはいかがですか。

○東日本電信電話（徳山営業企画部門長） NTT東日本の場合は、コンテンツという意味で言いますと、全く携われないところでございますので、特段ございません。

基盤のほうで申しますと、大変申し訳ございません。NTT東日本というのが、いわゆる電電公社由来の特殊法人でございます。NTT法というところで、地域をいわゆる47都道府県と限定されているところですので、お答えになっておりませんで、申し訳ございませんが、国際展開というのは余りないかなと考えております。グループ会社でいろいろ検討の余地はあると思っておりますけれども、弊社としてはそんな感じでございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、岩下委員、井上委員でとりあえず締めさせていただきます。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

これまで著作権、放送と通信の話をやってきて、消費者が誰なのかがなかなかよく見えなかったのです。消費者のことを話す参考人の方が余りいらっしやらなかったのですが、今日、ようやく消費者が何となく出てくる方々が出ていらっしやったなという感じがします。もともと考えてみれば、テレビ事業は、「トットてれび」とか、あの辺の時代を考え

てみれば、放送局の人がコンテンツを作り、放送もしてという形で、それがBで、それを視聴者が見ているのがCという、割と話が簡単だったわけですね。

ところが、それが今日の話を知っていると、皆さんの書かれたビジネススキームの絵から何から、もう複雑怪奇になっていて、これは大変なことだなと思っています。例えば、ドコモさんの1ページの図とか、あるいはスカパーJSAT・NTT東日本さんの3ページの絵とか、あるいはぷららさんの6ページの絵とかをさっきからずっと見比べて、これは何が違うのだということを改めて見ているわけです。

たまたま私、東京と京都、両方に家を持っていますし、どちらもケーブルテレビを引いていますし、どちらも光ファイバを引いていますし、いろいろなコンテンツを使っていますので、相当無駄なことをしているなと自分でも認識しているのです。私、25年ぐらい前にNTTの情報通信研究所というのが大阪にあったのですけれども、あそこの方々と一緒に研究などしてまして、当時はまだ夢のようにFTTHとみんな言っていたのですが、FTTHになると全てが解決するみたいなことを考えていたのですけれども、FTTHになりました。何の問題も解決していないという感じがすごくするわけですね。

なぜなのだろうということを考えたときに、Netflixの杉原さんが先ほどパケットを大きくしたり、小さくしたりという話がありましたね。エンコーディングの技術がということがありました。多分、ぷららさんの仕組みも、基本的にはIPだけでも、そこは普通、オープンインターネットではなくて、マネージドネットワークであるとおっしゃる。かたがた、NTT東日本さんの絵になると、今度はONUでRF変換するけれども、そのための光ファイバは別の波長で届けていますという話になる。多分、放送のコンテンツというのは、割とみんなが見ているものは同じようなものだと思うのですよ。それを届けるのに、これだけいろいろな。

もちろん、dTVさんだと、スマホと家のテレビとでつないで見られますみたいな話も含めて、これもIPですね。だから、そういう意味では、IPなのだけでも、ちょっと特殊みたいな世界と、IPの世界だけでやっていきますみたいな人たちと。それとは別に、いろいろなものを工夫して、何か特別なことをやりますという人たちで分かれているので、B to B to B to Cみたいになってしまっていて、Cがすごく遠いので、何かよく分からないという感じになっているような気がするのですね。

私の質問は、そういう意味では、この中で一体何が。私はどう考えても、IPオンリーが生き残るような気がするのですけれども、それ以外のことをやっている方々は、どれくらいこれが今後、21世紀の中盤とか。携帯だったら5Gとか6Gとか言えればいいのでしょうか、ファイバをみんな引いた上でどうするのですか、どうしたいのですか。

最後のRF変換のONUをやっていったら、その先、ずっとRFで見るのですよという話なのか、そうじゃなくて、基本的には家にはFTTHが1個あって、それで普通にPCみたいな、テレビみたいなものがある、それを自由に選んで、そこからコンテンツをダウンロードして好きに見るとなるのか。その辺の構想というのは、それぞれやっている事業者さんはこうな

るだろうということを考えてやられていると思うのですけれども、どんなことを考えていらっしゃるのですかというのを、できれば順にお聞きしたいのですが。すみません、よろしくをお願いします。

○高橋座長 どなたからでもどうぞ。

○スカパーJSAT（古屋FTTH事業本部長） FTTH化されて、かなりNTTも含めて光ファイバが引かれています、一方で流れるコンテンツはどんどん大容量化していきますね。4K、8Kとなっていくときに、もちろん技術の進歩との兼ね合いですが、IPパケットにしたときに大容量を使っていくことに当然になっていく。これは、圧縮技術を含めた技術の進歩と使い方、今のNTTのファイバも、映像系のコンテンツで容量が大分使われるようになってきている中で言うと、RFの波長多重みたいなやり方はその影響を受けない。8Kを流しても、今の仕組みの中で流せるということもあったりする。

もちろん、IPの技術が今後どう変わっていくかによるのですけれども、一長一短がある中で言うと、RFで今のテレビ、今の民生機器をそのまま使える形で届けるというのは、1つのやり方としてはあるのではないかということで、私どもはNTTと一生懸命やっているという状況でございます。もちろん、IPが8Kになっても物すごく変換がよくなって、小さい容量になっていけばいろいろなことができるようになると思いますが、今はまだ8Kだと結構容量を食うのが現状ではないかなと思っている。もちろん、なるべく複雑にならないように、どう整理してお客さんに見せていったらいいのかというのは非常に課題だと思っています。

そういった意味では、どっちがというよりも、どういう使い方をしている、提供されるコンテンツのデータの重さと、お客さんの設備との関係とかでいろいろなバリエーションが出てくるのかなと、個人的には思っております。

○高橋座長 NTT東日本さんはいかがですか。

○東日本電信電話（一ノ瀬ビジネス開発本部第一部門長） 今の御回答と近いのですけれども、弊社としましては、先ほどから話がありますように、運ぶ基盤を提供する。1つは、ぷららさんに提供しているマネージドネットワーク、1つは、スカパーさんに提供しているRF方式といった形で、先ほどお話ありましたように、お客様からは、多分いろいろな使い方をされたいという中で、いろいろな方式を提供するという立場に立って、今、やらせていただいているところでございます。なので、どちらを優先するというわけではなく、お客様のニーズに合ったサービスを提供していく立場であることを御理解いただければと思います。

○高橋座長 ドコモさん、いかがですか。

○NTTドコモ（森スマートライフビジネス本部長） ドコモの場合は、スマートフォンベースでもともとサービスを作っていました、そういう意味では、スマートフォンになってから、パーソナルなメディアとして、いろいろな映像が見られるようになったわけです。それは、iモードの時代からずっとチャレンジしてはいたけれども、そういうパーソナル

メディアの延長線で、今度は大きな画面で、あるいは4K8Kという映像も5G6Gになると流せるようになってきますから、技術の進化に伴って、サービスも従来のテレビとか、そういうものとは違う形で進化してきているところだと解釈しています。

○高橋座長 井上委員、お願いします。

○井上専門委員 井上でございます。

時間も過ぎていきますので、手短にしたいと思えますけれども、通信と放送の融合みたいなお話は、コンテンツ産業を1つ成長産業に変えていくという意図からすれば、今日のお話を伺っていて改めて思ったのは、結局、コンテンツを作るということ。我々の国は、何かを作っても、結局、コンテンツがある種スポンサーに頼っている限り、そのスポンサーの意向と違うものは作れないみたいなことがあったり、自主規制をしたりするのですけれども、それがサブスクリプションでやっているNetflixさんが、こうやってちゃんと資本を投下してクリエイターにお金を流して、自分たちのファンに対して、自分たちのコンテンツを作るということをやる限り、これが一番クリエイターを育てていくのだろう。この構造を変えない限り、この国は変わらないだろうなというのを改めて思いました。

という中で、我々は、これからグローバルにいろいろなコンテンツを作っていかなければいけないというときに、一番知らなければいけないのは、ある特定のスポンサーの顔をうかがうというよりも、例えば30か国に向けて配信するときに、その国で炎上しないための倫理とか、そういうものをどうやってチェックしていくのかということのほうが、むしろ重要なのかなと思いました。Netflixさんがオリジナルのコンテンツを作るときに、どういうふうにもその辺のチェックを働かせているのかみたいなことを、もしお聞かせいただければと思います。

○Netflix（杉原ディレクター・公共政策担当） ありがとうございます。

まさに、私及び広報三、四人ぐらいで、そういうセンシティブコンテンツについてはチェックしてくれというのが制作から来ます。ローカルの人でないといくとも分からない機微があります。もちろん、日本はこういう機微なところがありますというのは、ドキュメントとしていろいろな人に見せていますけれども、最終判断は人に頼ってやっておりません。

○井上専門委員 ありがとうございます。

○高橋座長 スカイプで参加されている竹内委員、御質問ありますか。

○竹内委員 先ほど既に御議論が出たので、結構でございます。

ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

これまでの議論をお聞きになって、中村教授、菊池特任教授から何かコメントがあれば頂戴したいと思えますが、いかがでしょうか。

○慶應義塾大学大学院（中村教授） たくさんあるのですけれども、手短にいたします。

メディアがばらばらで消費者にとって難しいというのを解決しようとする、オールIP

やオールクラウドの方向に行くのではないか。技術的に、またコスト的にということを感じているところですが、その方向に行こうとすると、縦割りの事業者が連携したり、合併したりしてまとまっていく、ないしは全国的なプラットフォームがそれらの事業者を巻き取っていくという展開も展望しておく必要があるのではないかとというのが1点。

それから、アメリカのメディア業界の合従連衡はすさまじいものがありまして、それが日本で起きても何ら不思議ではないのではないかと思います。また、そういった話は日本でもかつてありました。孫さんとマードックさんがテレ朝が欲しいと言ったのが90年代ですか。2005年には、ライブドアがフジサンケイ、楽天がTBSが欲しいと言って動きがなかったけれども、その後、サイバーエージェントとテレ朝が合弁でAbemaを作ったぐらいの動きであります。

これを政策的にどう考えるかという、例えば外資規制やNTT法の縛りというものをこの時点でどう考えるのか。それは規制の問題。もう一方で、ファンドなどでそうした動きを支援するのかといったことが、アジェンダとしてはあり得るかなと思います。

もう一つ言わせてください。もう一つは、先ほど吉本の話が出ましたけれども、参考になると思います。吉本は、Netflixで「火花」という番組をお金をもらって作って、190か国にネット配信して、その後、NHKが地上波でそれをオンエアするという、従来のウィンドウとは全く違う動き方をしました。と同時に、大阪チャンネルで放送コンテンツを集めてプラットフォームで配信する。つまり、コンテンツを作るプロダクションがプラットフォームや放送を使うという展開も日本では起こりつつあるということ。参考までです。

以上です。

○慶應義塾大学大学院（菊池特任教授） 2006年、2007年に知財本部で議論が随分盛り上がってから、ほとんど変わらず、十数年、同じ議論をしております。もうそろそろ議論をやめて、変えなければいけないところだと思います。

以上です。事業者の皆さん、頑張ってください。

○高橋座長 ありがとうございます。

本件についての議論は、本日はここまでとさせていただきます。

すみません、私なりにちょっと今日の議論を総括させていただきたいと思います。

本日は、放送事業者のネット配信をテーマに、慶應義塾大学の中村教授と菊池特任教授にお越しいただき、今後の先進的な取組や日本における課題を御説明いただきました。また、ネット配信サービスを展開するNetflix、NTTドコモと、光回線を用いた放送サービスを展開するNTTぷらら、NTT東日本、スカパーJSATの各事業者の方にもお越しいただき、それぞれの事業内容を御説明いただきました。

中村教授に御指摘いただいたとおり、同時配信については、日本は英国から12年も出遅れてしまっておりますけれども、米国や中国等の巨大ITの進出が差し迫る今、成長戦略として放送事業者のネット配信強化に取り組むことは喫緊の課題だと思います。最後に中村教授も改めておっしゃいましたけれども、3点セットがいいのかどうかは分かりませんけ

れども、プラットフォームを1つ作って行って、そこに業者を巻き取っていくといったことも、御提言として非常に有意義なのではないかと思えます。

あるいは、私が個人的に非常に驚いたのは、御発言の中で、BBCはいずれ地上波のライセンスを返上するというお話です。私は、日本もいずれ、技術的にはそんなことになっていくのではないかということを感じました。

一方で、各事業者のお取り組みをお伺いし、ネット配信が放送コンテンツのグローバル展開のための重要な手段であることを改めて認識いたしました。また、4Kコンテンツを全国に届けるためのインフラは、既に整っているとの印象を受けました。今後、地上波の4K放送を放送網の整備によって行うか、それとも光回線などの通信を活用して行うかについては、まさに経済合理性で決められるのではないかと。経済合理性で判断する限り、かなり答えは見えているのではないかという気もいたします。

いずれにしても、次に放送を取り扱う回では、本日の御議論を踏まえ、放送事業者からネット進出の現状と課題を聴取し、特に、民放事業者とNHKがどのように協力すべきか、具体的に議論させていただきたいと思えます。

それでは、説明者の皆様、ありがとうございました。御退室いただいて結構です。

(ヒアリング出席者 交代)

○高橋座長 どうもお待たせしました。前のセッションが延びてしまいまして、お待たせして申し訳ございません。

続きまして、議題2「多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティ」についての議論を行います。本日は、Wind Mobility Japan株式会社及川代表取締役、上原シニアオペレーションマネージャー、千葉市総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課濤岡課長にお越しいただいております。本議論については、先日、1月30日のワーキング・グループにおいても、マイクロモビリティ推進協議会からお話をお伺いしましたけれども、今回はWind Mobility Japanと千葉市において行った実際の実証実験やユーザーアンケートなどを通して得た現状の課題と、規制緩和要望についてヒアリングを行いたいと思えます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○Wind Mobility Japan (及川代表取締役) 本日は、お時間ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。Wind Mobility Japanの及川と申します。

それでは、早速でございますが、お手元の資料をめぐっていただきまして、2ページでございます。弊社の簡単な御紹介でございますが、弊社はドイツのベルリン生まれのスタートアップでございます。スマホのアプリをベースにしたシェアリングの電動キックボードサービスを実施させていただいております。現在、100名以上の社員がおりまして、世界25都市に在籍しておりまして、サービス自体は世界10か国30都市以上で現在展開させていただいております。

次の3ページ目でございますが、そちらに本日お持ちいたしました、すみません、若干遠いのですが、電動キックボードの仕様の御説明でございます。見ていただいて、色が黄

色いのが、弊社が自社開発いたしましたWIND 3.0と呼んでおるものですが、こちらはシェアリング電動キックボード専用の次世代機種として、弊社が設計からデザイン、製造まで全て自社開発したものでございます。シェアリングサービスとして利用されることを前提に設計しておりますので、高い安全性とか耐久性、防水・防塵性が1つの大きな特徴でございます。

細かいスペック概要はこちらに書いてあるとおりでありますが、今日、もう一台お持ちいたしました通常の青いものは、現在、シェアリングサービスの事業の中で使っているものではあるのですが、1世代前のものでございます。それに比べて、スペック概要で主な違いといたしましては、重量が約30kg、最大時速が19km、走行距離60km。モジュールはGPS/4Gです。

大きな特徴といたしましては、先ほども申し上げましたが、高い耐久性、防水・防塵。IP67を取得しておりますので、サスペンションをつけておりますので、悪い路面でも振動を吸収して安定性を保つ。走行距離は60kmで、タイヤは10インチホイールを搭載しておりますので、かなり安定した走行ができます。また、取り外し充電が可能なバッテリーというものを3.0は搭載しております。これは、将来的にはワイヤレス給電の対応を今、検討しております。

次の4ページ目に移らせていただきます。こちらは、当社の日本における主な取組の全体像でございまして、その一部抜粋でございます。2020年2月時点でございますが、弊社は、こちらにございます2019年3月から、さいたま市浦和美園エリアで国内初となる電動キックボードのシェアリングサービスというものを開始させていただきました。これは、実証というより、事業としてシェアリングサービスを開始させていただきました。原動機付自転車仕様のカスタマイズを行いまして、駐輪スペース、ステーションベースでシェアリングサービスを現在も引き続き展開させていただいております。

御使用いただくに当たっては、弊社のスマートフォンのアプリを利用したシェアリングサービスとなります。昨年3月に引き続き、7月から千葉市さんとの共同による実証実験を開始させていただきました。こちらも、さいたまと同様に原動機付自転車の仕様にするためのカスタマイズを行っておりますので、複数のステーションベースでシェアリングサービスを現在も展開しております。

また、公道だけでなく、私有地内においても、原動機付自転車ではない仕様で試乗会やレンタルのサービスをやらせていただきました。

さらに、昨年11月、国土交通省さんと市川市さんの御協力によって、「道の駅いちかわ」にて国内初の公道走行の試乗会を開催させていただきました。これは、次世代モデルの先ほどのWIND 3.0の原動機付自転車仕様にカスタマイズして、国内初で公道での試乗会を行いました。

さらに、今年2月、国内初となる次世代版、黄色いWIND 3.0のサービス実装を開始いたしました。

現在、ステーション数は、さいたま市浦和美園駅に1か所、そして千葉市さんの中では14か所のステーションを利用させていただいております。

単に事業と試乗会を行っているだけではなくて、私どもでは規制改革に向けた取組として、アンケートを通じたデータの取得と検証を実施しております。

3点ございまして、1つ目が、私有地内での試乗会を通じたアンケートの実施です。これは、車両の仕様変更がない、12歳以上の方を対象にしました。これは、私有地内での試乗会なので、現行法令の公道を走行しないので、カスタマイズは必要ない。12歳以上で110名の方に試乗いただきました。

2点目は、公道上での試乗会を通じたアンケート取得。こちらは、原付自転車仕様、当然ですが18歳以上で、177名の方に御利用いただきました。

3番目は、WINDのサービスを御利用していただいた方々へのアンケートです。こちらは、上の2点と何が違うかといいますと、実際に弊社の公道走行のサービスを、お金を払っていただいて御利用いただいた方々に対してのアンケートでございます。これは、さいたま市浦和美園と千葉市の両方での公道走行の方々を対象にしました。これは、52名の方から御回答をいただきました。

次の5ページは、具体的に実績概要として、さいたま市の先月末時点での状況でございます。こちらは、そもそも埼玉高速鉄道さんとパートナーを組ませていただきまして、浦和美園の鉄道駅からの2次交通手段の拡充を目的に、浦和美園駅内にステーションを設置いたしました。現在、サービス提供エリアは、さいたま市、川口市をカバーしております。観光利用のみならず、日常利用されることを目指しております。

昨年3月からは、公道でのシェアリングサービスを開始いたしました。2020年2月末時点で、累計のライド数が433回で、平均ライド時間は45分でございます。

次、ページをおめくりいただいて、スライド6ページ目になります。こちらは、千葉市での実績概要の2月末時点での現状です。こちらは、国家戦略特区の指定のある千葉市さんとの連携の下、電動キックボードの規制緩和を目指した取組を実施させていただいております。新たな移動サービスの提供による回遊性の向上や観光資源の創出、電動キックボードのビジネスモデルの検証を目的とした、原付モデル、こちらは今の法令上、原付自転車扱いなので、カスタマイズした原付モデルとグローバルモデル。こちらのグローバルモデルというのは、私有地の限定でカスタマイズなし。この2つの両軸で実証実験を実施させていただいております。

昨年7月から公道でのシェアリングサービス、原付モデルで開始しております、2月末時点で453名のユーザーが利用していただいております。

次、スライドの7ページ目でございます。こちらは、規制緩和の方向性として、私どもが1年間、さいたままでやってきた。7月から千葉市でも実証実験をやらせていただいた上での現状の認識でございます。

まずは、法令上の位置付けとして、現状、原付自転車扱いなのですが、それを軽車両区

分としての自転車と同等の新たな車両規格を設定したらどうかと今、考えております。

ただし、全てを自転車と同じにするということではなく、他の車両との共存や安全・安心な利用を促進するための、運転者、走行環境、走行速度、ヘルメット及び車両保安基準などの要件の設定を検討したいと思っております。

1つ目の運転者の要件といたしましては、規制緩和の方向性としては、運転免許は不要とする。事業者において、交通ルールや乗車方法のレクチャー（教習映像を含む）を推奨したい。年齢制限は、要検討事項といたしますが、シェアリング事業者による自主規制といたしましては、利用するアプリ上で登録時に教習映像の視聴を義務付けたり、利用アプリ上で登録可能な年齢を設定する。具体的には、1つの例といたしまして、私ども、クレジットカードの支払登録が可能な18歳以上がよいのではないかと考えております。

下に参考データというのがあるのですが、こちらは電動キックボードの操作性に関するアンケートの結果です。一言で申し上げますと、8割以上の方が私有地、公道、ともに「とても簡単」「簡単」とお答えいただきました。

2番目の9ページ目、走行環境の要件といたしまして、規制緩和の方向性は、車道、路側帯及び自転車専用通行帯等の通行を可能とする。現状は車道だけですけれども、車道以外にも路側帯と自転車専用通行帯を可能としてはどうかと考えております。これも参考データを下につけておまして、一番多いのが自転車レーンで、公道というのが車道です。私有地利用者のほうが下のほうに来ておりますが、公道利用者アンケートのほうは、自転車レーン、歩道、公園、レジャー施設。車道というのが一番下に来ております。

10ページ目でございますが、走行速度要件といたしまして、規制緩和の方向性としては、最高速度の設定を検討する。現状の事業は、時速19km以下で検証中でございます。今後、時速最大25km以下で検証を予定しております。御参考のデータとして、これは1つおもしろいポイントかなと思いましたが、私有地のあくまでも限定された空間の中で試乗された方と、実際に車が走る車道でのサービスを御利用いただいた方の速度の感じ方に関する違いというのございました。

私有地利用者の方は、この青い縦棒グラフですが、「ちょうどいい」「少し早い」ぐらい。一方、公道を利用した方というのは、車がぼんぼん走っている車道に実際に乗っていただいているので、「遅い」「少し遅い」というお声がございました。こちらが1つ大きなポイントかなと思いました。

11ページ目、ヘルメットと車両保安基準の要件でございます。規制緩和の方向性として考えておりますのが、ヘルメットの着用は努力義務がいいのではないかと。また、車両保安基準等は、自転車同等を基本としつつも、電動キックボードの機体に適合し、また他の車両などからの視認性のある規格設定を検討する。例えば、制動灯や方向指示器、バックミラーなどの搭載を努力義務とするということです。

一方、シェアリング事業者による自主規制といたしましては、事業者において、ヘルメットのステーションへの備え付けを努力義務とする。この下にも御参考のデータとして、

実際に公道利用した方のアンケート結果ですが、「必須では無いが推奨すべきだと思う」約40%、「シェアリングの利便性の観点から不要」も約30%、「必須」が約30%です。

次の12ページ目でございますが、その他に関しましては、規制緩和の方向性としては、保険加入は努力義務として、シェアリング事業者による自主規制（案）としては、事業者が保険に加入する。

ナンバープレート等につきましては、規制緩和の方向性は、ナンバープレートは不要とする。どうしてかといいますと、先ほど申し上げた軽車両扱い、自転車と同等にする。シェアリング事業者による自主規制（案）といたしましては、防犯及び取締まりの観点から、防犯登録というのを自転車と同様、義務付けてはどうかと考えております。

13ページ、14ページ目は、現行法との比較表ということで、簡単に述べさせていただきますと、横軸に法令上の整理で、現行、規制緩和の方向性、一番右にシェアリング事業者による自主規制（案）と、今、申し上げたところを、現行の法令上ではどうだ、規制緩和の方向性はどうか、シェアリング事業者の自主規制はこうだということをまとめたものでございます。

15ページ目からは、今、申し上げたベースになっております細かいデータでありますとか、私有地と公道を実際に走行した方々の声の違いといったものをサマリーとして添付させていただいております。

こちらの添付のほうは、時間なので省略させていただきます。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。質問のある方はネームプレートを立てていただきますよう、お願いします。

井上委員、どうぞ。

○井上専門委員 日本総研の井上と申します。御説明ありがとうございました。

幾つかあるのですけれども、まず、電動キックボードは結局どういう使われ方をしているのかを想定されているのかということです。今までのさいたまの実証実験でありますとか、千葉の実証実験を見ていると、30分とか45分とか、ラストマイルというよりも、観光的というか、体験的に使っているのかなという感じがかなりあって、ラストマイルの乗り物という感じの使われ方とはちょっと違うのかなと思っています。なので、どういう使われ方というのを、事業者としてベストなものとして普及したいと思っているのかということです。

もう一つが、これまで海外でいろいろ使われてきていると思うのですけれども、運転手そのものが事故に遭うものと、歩行者に危害を与えてしまう場合と、歩行者あるいはほかの車両に、いろいろ事故のケースがあると思うのですけれども、そういう事故のケースを把握されておられたら教えていただきたいということです。

もう一つ、規制緩和の方向性ということで、車道と路側帯と自転車通行帯ということで、歩道はちょっと危ないというイメージを持たれて、歩道はあえて載せていな

いのかということが1つと。車道、路側帯に関してはいいのですけれども、自転車通行帯に関しては、日本の場合、比較的海外ほど普及していないと思うのですけれども、そういうところを広げていきながらやっていくという感じなのか、どこから入っていくのがビジネス戦略上というか、公共の福祉としても、どういう入り方が一番望ましくて、御社としても成長していけるという戦略を描いておられるのかみたいなお話ですね。

千葉市の方も、もしお答えいただけるのであれば、そういう自転車通行帯みたいなものを自治体として今後広めていける可能性があるものなのかどうかというところも、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） ありがとうございます。

まず、3ついただいた御質問のうちの1つ目ですけれども、どういう使われ方がいいと思っているのか、現状も含めですけれども、ラストワンマイルというのが海外でよく言われておりますけれども、私どもは、確かに平均乗車時間、あとは現地に乗っている方へのインタビュー等も含めると、まだまだ正直なところ、試し乗りが多いという段階ではないかと思っております。ただ、電動キックボードそのものが、公道でサービスとして走れるというのが、現状、日本ではさいたまと千葉市だけでございますので、電動キックボードがどういったものなのか、まず乗ってみたいという方が多数ではないかと。

ただ、将来的に事業者としての戦略ではないですが、使われ方の理想といたしましては、1つ大きいビジョンといたしましては、例えばMaaSのラストワンマイルの中に位置付けをするというものであるとか、よりステーションの数を増やして、ステーションの中での短距離の移動をするような促進ができれば、それが理想と思っております。

2点目の海外での事故のケースの詳細ですけれども、実は、例えば運転者がどういう過失があったかとか、事故に遭った方がどうだったかという詳細に関しては、弊社はつかんでおりません。ただ、現状のパブリックで利用できる、またはインターネット上、弊社の海外からのオフィスからの事故件数は把握しておりますが、具体的にどういうケースだったのかというところは、まだ把握しておりません。

○井上専門委員 歩行者に危害を与えたか、御自分自身がけがしたかというのだと、それは御自分自身がけがをするパターンのほうが多いのですか。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） 今まで聞いている中では、人にぶつかってしまうということが一番多いですね。ただ、弊社だけでなく、一般的にインターネット等でリサーチいたしますと、乗り方の問題もあるのではないかと。例えば、乱暴な乗り方をすることで、自分自身が人にぶつかっていないですけれども、転倒して、ヘルメットをつけていなくて頭を打つという事例は聞いております。

3つ目の歩道、いわゆるインフラ系の部分に関しましては、当初の想定といたしましては、短距離の移動手段なので、理想の戦略というか、どこから入りたいかといいますと、歩道の走行は想定しておりません。なので、車道とか路側帯とか、あとは自転車通行です。

特に、先ほど申しあげました御利用いただいた方々からの声で、一番多いのが自転車レーンでございます。ただ、自転車レーンというインフラも、国内でどれくらい普及しているか、まちまちだと思いますので、そういった現状では車道のほうから、まず入らせていただければと考えております。

○高橋座長 大槻委員、鶴瀬委員、竹内委員の順番でとりあえずお願いします。ごめんなさい。はい。

○千葉市（濤岡国家戦略特区推進課課長） 千葉市の国家戦略特区推進課課長の濤岡と申します。本日は、お時間いただきまして、ありがとうございます。

今の御質問に関して、若干補足させていただきますと、1つ目の使い方に関しましては、今やっているところが幕張新都心、幕張メッセが含まれるまちでして、観光的な要素がかなり多いまちかなというところであります。認知度がまだなかなか上がっていないところがありますので、ある程度需要が見込めるところから認知度を上げていこうというところで行っているのですが、利用がなかなか進まない。

海外と違ってドックレスというわけではなくて、ステーションを置くような形でやっていますので、認知度が上がらない状態で、まちの住宅地の中にステーションを置くのが難しいという要素がありますので、公園とか商業施設とか、生活に入り込まないようなところを中心にやっているという要素があります。認知度を上げていきながらということが必要かなと考えております。

3点目、通行帯に関しましてですけれども、千葉市のほうでも、今、自転車専用レーンを含めて30km程度整備しているところですが、歩道と歩行者との混在というのは望ましくないのかなというところですが、自転車専用レーンを設けていくというのもコストがかかりますので、ある程度入れやすいところから入れていって、ニーズを把握していくということが必要なのかなと考えております。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

○大槻委員 御説明ありがとうございました。

今の井上委員の件にも少し絡むのですけれども、実証実験の結果を見てみると、1年近く、あるいはもう一つのほうは半年ぐらいやってこの利用件数ということは、1日当たり1から2回くらいしか利用されていないように見えます。御指摘いただいたとおり、ドックの問題ですとか、認知が進んでいないといった問題はあると思うのですが、一方で、先ほど御説明いただいたように、ラストワンマイル、特に高齢者あるいは地方でのモビリティの確保という意味で期待したいところなのですが、今おっしゃっていただいたドックと認知の問題のほかに、何かハードルはないのでしょうか。

個人的には、私も乗っているのですけれども、最初、乗るのに相当ハードルが高いのではという気もいたしております。特に、（現物を）見たら意外と大きいので…。シェアリングを進めると、自家用で自転車のように、最初から親に教えてもらって子供が乗るとい

うような定着は見込めないでしょう。、だとすると、何か教習的なものが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。これが1点目です。

もう一点は、先ほども事故の話が井上委員のほうからありましたが、そういったことは容易に想定できるので、挙げていただきました保険の問題について、業界で何か統一のルールとか規格をする必要はないのでしょうかというのが2点目です。

以上、よろしく申し上げます。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） ありがとうございます。

1点目の乗るハードルですけれども、私どもが試乗会等、あとは実際サービスで使っていた方にその場でお話を伺うと、認知というのがあると思います。現在、日本の中でも、いわゆるアーリーアダプターとか、まだまだ一般には認知が普及していませんので、メディアを見て、気になっていたのでも乗ってみたいという方が多いかなと。

もう一つが、おっしゃっていただいたとおり、試乗会でそうなんだと強く思いましたのは、初回のガイダンスですね。皆さん、当然というか、今、試乗に来ていただく方も、初めて乗る方がほとんどなので、そういう方が、あそこにあるようにキックボードを目にすると、どうやって乗ったらいいのですかというのが一番多いですね。ただ、ここに関しては、2回ぐらい蹴っていただいてから、アクセルのレバーを下げてくださいというところだけお伝えすると、皆さん、ほぼ100%の方が1回で、10代から高齢の方までアクティブな方は乗られました。なので、おっしゃるとおり、教習というのが必要であると思います。また、これは普及だけでなく、安全上でも非常に必要だと思っております。

2点目、まさにおっしゃるとおりだと思います。保険に関しての業界での統一規格とかルールというのは非常に大事だと思います。現状は、原付自転車扱いなので、自賠責は必須なのですが、弊社は、事業の中では任意の自動車保険をつけております。それで、ここ1年以上の実績では事故件数は1件もないのですけれども、実際に車道を走りますので、万が一、何かあった場合というのは、当然保険は必須だと思います。ただ、業界での統一規格というのは非常に大切だと思います。なので、どこに基準を設けるかというのは、今後決めていけばいいのではないかと思います。

ありがとうございます。

○鵜瀬専門委員 ありがとうございます。

御説明いただいた中で、規制緩和の方向性を書きいただいているところがありまして、スライド8、運転者要件をお聞きしたいのですけれども、運転免許は不要とするということでも、年齢制限を要検討事項とするとなっています。先ほど、思ったより大きいというお話がありましたが、年齢制限として、例えば子供について、どのようにお考えか。

それから、高齢者、先ほどアクティブなシニアの方は、乗り方をすぐマスターされたというお話でしたけれども、ニーズとして、ラストワンマイルに使うとすれば、例えばバスが余り走っていないような自宅の近くとか、高齢者の方のニーズは、移動手段としては結

構あるのではないかと思います。若い方たちは楽しんで乗るという使い方かもしれませんが、社会的な必要性からするとラストワンマイルのところを充実してくるといいのではないかと思いますので、高齢者が安全に使うためにどのようなことがあるのか。あるいは、高齢者の年齢制限というのは難しいと思いますけれども、何か特別な講習の仕組みとか、あるいは高齢者特有に安全確保するような手段が、例えば規格とかルールとかであるのかどうか、その辺、もしお考えになっていることがあったら教えていただけますでしょうか。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） ありがとうございます。

まず、御質問いただきました年齢制限、子供、例えば小学生、中学生、高校生をどうするのかという話だと思うのですが、私ども、位置付けとしては、安全性と操作性は自転車に十分遜色ないものと思っております。ただし、電動キックボードというのが日本初であり、どういった乗り物かということもまだまだ認知が行っていない中で、安全はちゃんと担保したいと思っております。

なので、現状は18歳以上の運転免許を取得されている方を想定しております。御参考までですけれども、18歳以上の方々の運転免許保有率は、20歳以上は七、八割です。ただ、18から19歳、大学1、2年生ぐらいだと思うのですが、こちらはそんなに普及していないのですが、要は18歳以上で全体的に見ると、運転免許保有率も高いので、一般的な公道走行の安全性の知識はあるのではないかとこのところと。

あと、アプリベースの精算の要件として、クレジットカードを保有されている方が18歳以上ということで、弊社といたしましては、18歳以上の理由から、想定させていただいております。それが1点目。

2点目の高齢者の方が安全に使うために、安全の確保とかをどういうふうな想定、やり方があるのかということですが、基本的には、安全の講習ビデオ等を見ていただくというのが現状の方向性ですが、そのほかにも、たしか70歳以上の高齢者の方は、歩道も一部走行できるという、道路交通法に、車道を通行すると支障を生ずる程度の場合は、歩道も走れるとございますので、そういったところからも高齢者の方の安全性の担保もできるのではないかと思います。

○鶴瀬専門委員 今の歩道を走行する場合に、例えば速度について、車道の場合と変えるとか、そういうことは可能なのでしょうか。ルール上というのではなくて、機体としてというか、マシンとして。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） 一般的には、時速の管理というものは、管理者アプリがございますので、そちらで制御は可能でございます。ただ、実際これが普及した際に、車道でちょっと乗ってから、いきなり歩道になったから、GPSを基に自動的に切り替わるかということ、現状では当社のもはまだ切り替わっていないので、そちらの技術的な開発は必要だと思います。

○高橋座長 竹内委員、ありますか。

○竹内委員 ありがとうございます。

竹内と申します。御説明いただきまして、ありがとうございました。

音声はかなり途切れ途切れになってしまったので、もしかしたら既に御説明いただいていたか、御議論にあった御質問になってしまった場合には、その旨、おっしゃっていただければ、後で議事録で確認させていただきます。

何点かプリミティブな質問も含めてお伺いしたいのですが、非常にプリミティブな質問で申し訳ないですが、最高時速の制限というのは、例えば坂道で下り坂でも、この速度に制限されるという理解でよろしいのでしょうかというのが1点でございます。

もう一つが、自転車と余り差別的にしても意味がないかなと思っておりまして、自転車の平均速度15kmから20kmで、ほぼ平均速度という部分も同じだとすると、がたいの大きさから言っても、自転車よりも過度に抑制的な規制を設ける意味は余りないのではないかと個人的には思っております。ただ、自転車も最近、いろいろな事故があったり、トラブルが頻発してきて、保険の加入なども進められているところでもあります。自転車の保険というのは、いまだに自治体ごとの運用に判断が任されているところがあるかと思っております。こういった扱いで、自治体に委ねるという形でよろしいとお考えでしょうかというのが2点目の御質問でございます。

3点目ですが、レクチャーというか、乗る前の安全指導というものも何らかあったほうが望ましいと思うのですが、そこで規制を設けて利便性を損ねることも望ましくないと、思う中で、例えば、アプリで映像を見て学ぶみたいな、スマートフォン経由で何か学べるみたいなことを、事業者さんごとではなくて、推進協議会として何か準備する動きがあるか、あるいはそういう事例について、海外で何か学べる事例があるかという3点について、重複がなければ教えていただければと存じます。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役）　ありがとうございます。

1点目の御質問の最高時速が制限されるのかというところですが、制限されます。なので、坂道、そのままにしていたら、その最高速度を超えて出るということはありません。

2番目の御質問の保険に関してですけれども、これは自治体に委ねるというよりは、事業者のほうで責任を持って保険を付保するというのがよろしいのではないかと考えております。これはどうしてかといいますと、ここ一、二年で、当然乗り方にもよるのですが、海外での事故件数も増えてきたこととか、車道を走るのを想定するというのもございますので、何らかの保険というものは、事業者として安全性担保の一つとして、万が一、何かあった場合は事業者のほうで付保するという方向性がよろしいのではないかと考えております。

3点目は、おっしゃるとおり、当社の今までの実証実験の中で、さっきも申し上げたのですが、ほとんどの方は1回で安全性と走行性は問題ない。乗れるようになるのです。なので、本当に簡単な初回だけのガイダンスで、皆さん乗られる。見ていただければいいのですが、アクセルはレバーなので、レバーの調整の仕方、2回目からは皆さん、すぐできるようになります。ただし、初回だけ、おっしゃるとおり、アプリの映

像等で簡単に学ぶという認知、または新しい乗り物だけれども、これが安全基準ですというものを、業界として何かまとめたほうがいいと思います。

ただ、海外の事例ですと、アプリではないのですが、ウェブ上で安全性の動画を、LimeさんとかBirdさんはたしかやられていたと思います。それを国内の事業者のグループの中で統一していく必要もあるのではないかなと思っております。

○竹内委員 ありがとうございます。

2点目の保険のところ、ちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。先ほど申し上げた自治体に任せているというのは、自転車の保険を義務化するかどうかを自治体によって決めている。努力義務にしているところもあったり、義務にしている自治体さんもおありだったり、そういった運用でよろしいとお考えかどうかというところでお伺いしたかったですけれどもね。実際の保険自体、事業者さん側でかけるのであって、ユーザー側がかけるのではなくてということをございましょうか。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） ユーザーがかけるということではなくて、事業者のほうでかけるという意味でございます。

○竹内委員 ありがとうございます。

クリアになりました。すみません。

○高橋座長 最高速度のお話が出たので、私から1点だけお聞きしたいのですけれども、今後、検証として25kmというお話がちょっと出ていましたけれども、25kmでも安全というのはどういうふうに検証されていくのでしょうか。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） 承知いたしました。

そもそもどこから25kmが来たのかというところですが、安全性の観点からは2つございます。1つは、安全性の観点から、いわゆる電動アシスト付自転車とほぼ同様ではないかということと。もう一つが、資料の中にもあるのですが、海外で最大速度が20kmから25kmとなっております、海外での事例も多数あるということが我々のリファレンスポイントでございます。

ただ、今後どうやって実証していくかとなると、現状の実証実験では、法令上、25kmをやるに当たっては、ウインカーをつけたり、さらなるカスタマイズが必要なので、千葉市さんでの実証実験の中で、これからそれをちょっとやっていきたいと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

谷口委員、落合委員、増島委員の順番でお願いします。

○谷口委員 御説明、どうもありがとうございました。

事故については、恐らくいろいろ情報収集されていると思うのですが、JETROさんのいろいろなレポートとかでも、例えばスウェーデンで歩行者死亡事故が起こってしまったとか、そういうのはいろいろ出ていると思いますし、例えばドイツでは、導入3か月で74件とかありますね。ただ、海外の事故の分析であったとしても、事故が起きたということを取りたてて言うというよりも、自転車とか原付の事故率と比較して、きちんとこのぐ

らい安全だよということは言えると思うのです。なので、これが起こした事故が何件という絶対値で見るとはなくて、ほかのものよりもこのぐらい安全みたいな言い方を今後していただければと思います。

私は、ゼロリスクは無理だと思っているので、事故は必ず起きると思います。ただ、ゼロにする努力は必要なのですが、どのぐらいの便益があるから、どのぐらいのリスクを社会が受け入れるかという問題だと思っていて、例えば車などは、日本人は過去60年間に80万人とか殺しているのです。毎年135万人が世界では交通事故で亡くなっているけれども、私たちの社会は車を受け入れているのです。なので、社会がどう受け入れるかという問題だと私は思っています。

規制緩和は、社会的な利益を最大化するために行われるべきだと思いますが、今のお話を伺っていると、これを導入したことでもたらされる社会的な利益がよく見えないというのが私の率直な感想です。この前、1月に御説明いただいた会社の方が、高齢者のラストワンマイルとおっしゃったのです。それは、私、都市交通計画が専門ですけれども、高齢者のラストワンマイルはこれでは無理だと思うので、それは言わないほうがいいのではないかと思います。ラストワンマイルというのは、大きい目的地があるときはいいのですけれども、例えば自宅まで行くというときに、これはラストワンマイルにはならないと思います。

だから、誰の、どういう目的の交通行動をサポートすることを想定していますということをしちんと言って、その範囲内でやりますということをぜひPRしていただければと思います。

例えば、今、私は青森の奥入瀬溪流に車が入ってきて、何とか車を止めたいのですけれども、全部で13kmぐらいあるので、歩くのはなかなか大変なのです。そういうときに、これは物すごくいいなと思いますし、私の大学、筑波大学は広いのです。大学の中の移動が、自転車だと大きいので、場所を取って物すごく渋滞して、事故とかも起きてしまっていて、そういうところにもすばらしいと思うのです。なので、まずは、誰の、どういう目的の交通行動をサポートするみたいな想定の範囲をぜひ限定して、ここだったらいいというところを作っていただければと思います。すみません、質問というよりはエールです。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） どうもありがとうございます。全く同感でございます。

参考までに、よく言われるラストワンマイル以外にも、弊社のほうにいろいろお問い合わせをいただく事例のシェアですけれども、一般消費者のユーザーさんだけではなくて、例えば企業さんの中の広いR&D施設の中での利用であったり、あとは例えばフードデリバリー、あと観光地でも実際行ったことがあるのですけれども、そういった中での親和性は非常に高いので、現在、弊社も始めて1年ぐらいですけれども、いただいた御意見を踏まえて、具体的な想定を決めていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○落合専門委員 そうしましたら、落合のほうからも何点か質問させていただきます。

1つが、年齢制限の点についてです。御社のビジネスにおいては18歳以上ということでお考えになっているということを伺いました。ただ、こういったモビリティの規制の変更を考えるということと言えますと、1社だけでなく、いろいろな種類のモビリティサービスについてどう考えるのかという視点もあるかと思っております。頂いている資料の中では、諸外国においては、もう少し低い年齢制限が課されていると思います。

これは、必ずしもここまで年齢制限を下げる必要はないとしても、どういう考えでこのぐらいの年齢を設定されているのかということ、我々としても、理解して議論を進めていくことは有益なのではないかと思えます。なぜ諸外国ではこういう設定になっているのかということをお教えいただきたいというのが1点目です。

2点目が、免許の点についてです。免許は不要で、最初に1回、ビデオを見ていただくと、利用の方法がある程度分かるのではないかとご説明を頂きました。確かに置いてある実機を見た感じだと、私はまだ乗ったことがないですけれども、そういうこともできそうなかなという印象も受ける面もあります。比較的シンプルな操作なのではないかと思うのですが、他社のモビリティも含めた場合に、色々な操作の場合があると思いますが、1回ぐらいのビデオで操作というので、大体の操作を覚えられるものなのでしょうかとということが気になりました。

もう一つ、交通ルールとの関係があると思っております、ルールについて、1回聞いただけで十分に安全に移動できるようになるのかということがございます。これは、単なる自転車と比べた場合には、例えば歩道の制限がかかったり、原動機付と同じルールではないにしても、自転車よりは若干複雑になるような気はしております。そうしたときに1回で理解できるということでしたら、実際の御経験を踏まえたご意見を伺えればと思っております。

すみません、長くなってしまいましたが、第3点として、ヘルメットの点があると思っております。ヘルメットも努力義務ということをお話をいただいております。ある種、こういう小型モビリティが、自転車よりは若干危ない面もあるのではないかと、自転車よりも重い規制になっていると思えます。しかし、他方で、原動機付というほどの危険はないのではないかとこの視点もあるのだらうと思えます。

こういった両側から見ていった中で、自転車と原動機付のどちらにより近いのかということ、この点の比較をしながらヘルメット装着義務の有無ということも考えていくべきだと思います。実際にヘルメットをつける、つけないということで、どのぐらい自転車と比べて危険性があるのだろうか、原付より危なくないのだろうか、といったあたりの話も伺えればと思いました。

以上です。

○Wind Mobility Japan (及川代表取締役) ありがとうございます。

いただきました1点目の海外での年齢制限、12歳とか14歳というものもあると思いますが、

こちらの理由は、我々もリサーチはさせていただいたのですけれども、分かったのは、行政での安全検証ができたということで、その年齢でも大丈夫になったという、正直、現状はその段階でしか分かりません。

2番目にいただきました、1回聞いただけで、交通ルール等の関係が分かるのかどうかというところですが、まさに私どももその懸念はございます。そのために、既にビデオを見ただけではなく、運転免許の所有率が高い18歳以上にすることによって、一般的な公道での安全性の知識がある方というのがよいのではないかと、現状、思っております。

3点目にいただきましたヘルメットは、利用者のデータもございましたけれども、万が一の安全、車道を走りますので。ただ、電動キックボードは、自転車と比べて重心が低いので、そういった意味でも安心・安全は自転車に遜色はないと思います。ただ、自転車よりも多くの割合で車道を走るケースが多いのではないかと想定いたしますので、そういった場合、ヘルメットは必要ではないか。

ただ、ヘルメットも、資料の中にも書かせていただいたのですが、規制緩和の方向性として、現状、あそこにもかけてあるのですが、原付なので原付用のヘルメットなのです。ただ、これが利用者からの評判がよろしくないのです。夏場は汗をかいたり、重いか、カジュアルではないというのがあるので、安全面を担保するためにヘルメットは必要なのですが、いわゆるロードツーリングとかでもうちょっと軽い、通気性の穴が空いているものの簡易版ではいかがでしょうかというのが我々のアイデアです。

○落合専門委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、ヘルメットの点は、例えばスポーツサイクルとかでつけているようなものの装着が許容されると、普通の自転車よりも多少配慮していることになるし、リスクの見合いからするとちょうどいいくらいなのではないかというご意見と理解しました。仮にヘルメットの制限がかかるにしても、そういう種類のヘルメットも認めるような形がいいのではないかということですか。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） はい。

○落合専門委員 免許というか、説明の機会の点についてですけれども、何回ぐらい説明すると理解していただければそうでしょうかということがあります。また、今の免許制度そのものの仕組みでないにしても、例えば試験の問題を作って、回答してもらって何点以上とか、そういう確かめ方はどのように考えられますか。少なくとも交通ルール習熟度の確認とかは、いろいろな免許の取得の際にもやられていますが、そういう簡易的な試験を課してみるとかで、ある程度知識がついているということを検証するのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） 我々、今までの試乗会等からしても、皆さん、一度乗られるとすぐ乗れるのです。なので、安全性の担保という点からは、余りにも講習会とかを物理的に増やすのも、またやり過ぎではないかと思っておりますので、5分程度の乗り方と走行の仕方、安全基準の簡単なビデオを一度見れば、大体大丈夫じゃないかと

というのが私どもの認識でございます。

○落合専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長 最後に、増島委員、お願いします。

○増島専門委員 ありがとうございます。

質問は1点だけです。電動キックボードは、僕、相当真剣に検討しておりまして、何か国かで乗っていますし、制度も結構調べました。その中で、今回、自転車、軽車両に当たる。ここはいいと思っていますが、本気で自主規制できると思っているのですかということころをちょっと聞きたいです。

規制緩和をすることでありますけれども、他方で今、存在していない乗り物を日本のマーケットに出すということなので、それは規制創造、マーケット創造の面があると思っ
ている中で、フランス、シンガポール、サンフランシスコ、ロサンゼルス例を見ていく
中で、購入するのであれば、軽車両として乗ってくださいでいいと思えますけれども、シ
ェアリングで事業者が立つといったときに、事業者自身が業法で本当に規制されなくてい
いと思われているのかどうか。

自主規制でやりますと御社がおっしゃるのは構いませんけれども、海外から入ってこら
れる方は、その自主規制に入るという義務がない以上は、自主規制なので本質的にそうい
うことになるわけですが、そうすると、あちこちにその車が放置されたり、いろい
ろなことが起こる。これは目に見えているわけでありまして、そういうことがあったから
こそ、フランスなりはそれぞれルールを作った。地方ごとに実情に合わせてやっていこう
ということで、台数を制限したり、いろいろしているわけですが、果たして日本で
本当に自主規制で回ると思われているのかどうか。回るのだとすると、なぜ日本だけがそ
れが可能だと思われているのかという部分について、少し教えていただけませんか。

ここは、どちらかということ規制緩和の場所であると思っておりますが、他方で持続可能な
マーケットを1つ作るという面では、真剣な場だと思っておりますので、そういう観点か
らの御見解を聞かせていただきたいです。

○Wind Mobility Japan（及川代表取締役） ありがとうございます。

まず、海外の事業者の動向を見ておきますと、ここ一、二年、今までなかったような事
故件数の増加とか、いわゆる一般のエンドユーザーに対しての講習とか安全性を訴求する
イベントであるとか、いろいろな教育的なコミュニケーションをされておりますので、そ
ういった点で、結論といたしましては、現在、事業者さんの安全性に対しての気持ちとい
うのでしょうか、認識というのは、かつてないぐらいすごく高いと思っているのです。逆
に、それをやっていないと規制が入ってきて、ビジネス上も影響が出てくる。

そういった環境の中で、御質問の、本気で自主規制ができるのかというポイントに関し
ては、私、現状、電動キックボードシェアリングの業界にありますが、皆さん、そこに関
しての自主規制は、日本の市場ではちゃんと守られるのではないかと考えております。

○高橋座長 よろしいですか。ありがとうございました。

すみません、もう時間を大変超過してしまいました。それでは、本日の議論につきましては、ここまでとしたいと思います。本件については、引き続きワーキング・グループで議論を行ってまいりたいと思います。本日は貴重な御意見、ありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。

(ヒアリング出席者 退室)

○高橋座長 それでは、本日の会議は以上といたします。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。

○小室参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御連絡申し上げます。

○高橋座長 それでは、これにて会議を終了いたします。